平成 26 年度

事　業　報　告　書

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

目　次　-CONTENTS-

1.まえがき

■理事長あいさつ
■あきたパートナーシップ沿革、組織図
■平成 26 年度事業系統図

2．遊学舎指定管理・自主企画事業

遊学舎指定管理事業

■遊学舎指定管理業務・遊学舎利用者統計
■遊学舎利用者満足度調査
■運営評価委員会・利用者との意見交換会
■市民活動支援に関する相談業務
■秋田県ボランティアＮＰＯ活動ニュース中央地区版「かだれ」編集発行業務
■秋田県市民活動情報ネット管理運営業務

企画事業

■ＮＰＯ・ボランティア支援講座
■ＮＰＯ・ボランティア基礎講座
■ＮＰＯ・市民活動の大相談会
■市民活動のための IT 活用講座
■コミュニティビジネスサロン
■地域リーダー研修会
■ジュニア・サマースクール in 遊学舎
■プロボノ推進事業
■いきいき健康塾
■2014 ＮＰＯまつり
■2014 遊学舎まつり
■遊学舎フリーマーケット
■ＮＰＯ・ボランティア情報ライブラリー
■遊学舎館内情報掲示
■遊学舎県民ギャラリー企画展

3．復興支援事業

■東日本大震災“語り継ごう in あきた”
■福島県ふるさとふくしま帰還支援事業
■復興支援に関する情報提供
■東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）

4．受託事業

秋田県受託事業

■ＮＰＯ総合支援事業（中央地区）業務
■共助組織等立ち上げサポート事業
■協働の担い手 NPO 育成事業
■「秋田型地域支援システム」の構築に向けた県民会議開催事業

その他受託事業

■SAVE JAPAN プロジェクト事業

5．協働事業

■2014 ＮＰＯまつりオープニングフェスタ
■地域力フォーラム in あきた
■認定ＮＰＯ法人あきたスギッチファンド
■秋田市多世代対応エコ・アクション・ポイント制度普及促進コンソーシアム事業
■あきた中央ＮＰＯ法人連絡会
■東北ソーシャルビジネス推進協議会
■新地域支援のあり方を考えるフォーラム in 秋田

6．財務諸表

■活動計画書
■貸借対照表
■財務諸表の注記
■財産目録

7．定款・役員

■あきたパートナーシップ定款
■あきたパートナーシップ役員

1　まえがき

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

ごあいさつ

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ
理事長　菅原　展子

特定非営利活動法人あきたパートナーシップは、定款の目的の項に、県内のＮＰＯの運営・活動を支援し、市民と行政とが協働してまちづくりを進める市民参画社会を構築することを掲げています。

今年度からは「遊学舎」入口に「あきた中央市民活動サポートセンター」という看板を掲げ、県中央地区NPOの中間支援機能を担っていることを明示しました。遊学舎の利用者数やNPOの相談数、他団体との協働状況などから、市民活動団体の拠点として存在意義が高まってきていることを実感しています。

具体的な活動としては、遊学舎の指定管理事業、当法人がボランティア、ＮＰＯ活動の推進を目的として実施する自主企画事業、震災復興支援事業、秋田県や他団体からの受託事業、他団体との協働事業など多岐に亘っていますが、目的に沿って相互に関連づけながら実施しております。

当法人の詳細な活動を記載した平成２６年度事業報告書をお届けします。どうぞご覧になって、ご感想、ご意見等を頂ければ幸いです。

新しい年度も皆様の一層のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

あきたパートナーシップ沿革、組織図

あきたパートナーシップ沿革

平成 14 年 3 月	任意団体としてスタート
	こんな病院あったらいいな事業
	情報誌「ボランティア・NPO 活動ニュース秋田」編集（秋田県受託事業）
平成 14 年 5 月	NPO 法人格を取得
平成 15 年 4 月	NPO 活動支援のための組織「NPO 活動支援室」をつくる
	情報誌編集、相談業務（秋田県受託事業）開始
平成 16 年 3 月	医療について話し合おう連続講座開催
平成 17 年 6 月	患者塾開始（年 5 回）
平成 18 年 4 月	秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」の指定管理者となる
	自主事業として秋田県内の NPO 活動を促進する事業を行う
平成 23 年 4 月	引き続き、秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」の指定管理者となる
平成 23 年 6 月	「患者塾」を「いきいき健康塾」に改名
平成 24 年 9 月	「遊学舎」の来場者が 100 万人を達成
平成 25 年 1 月	あきたパートナーシップ設立 10 周年記念式典を開催

あきたパートナーシップ組織図

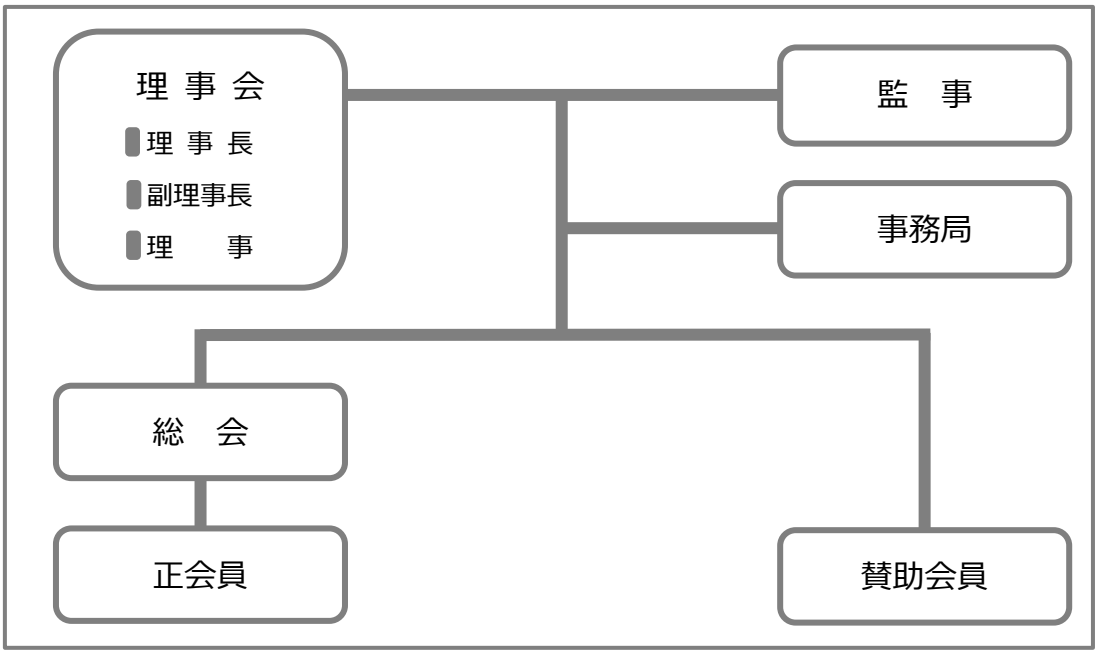

会員について

個人会員	年会費	3,000 円	当法人の活動に積極的に参加してくださる方
団体会員		10,000 円	
賛助会員		1,000 円	当法人の活動を応援してくださる方

現在の会員数　３５名（平成 27 年 3 月 31 日現在）

平成２６年度　事業系統図

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

指定管理業務

- **秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」指定管理業務**
- 施設の使用許可業務、施設維持管理業務
  ボランティア・NPO 活動支援業務等
- 市民活動に関する相談
- 秋田県ボランティア・NPO 活動ニュース
  中央地区版「かだれ」編集発行業務
- 秋田県市民活動情報ネット管理運営業務

企画事業

- NPO・ボランティア基礎講座
- NPO・ボランティア支援講座Ⅰ・Ⅱ
- 市民活動のための IT 活用講座
- ＮＰＯ・市民活動の大相談会
- コミュニティビジネスサロン
- 地域リーダー研修会
- プロボノ推進事業
- ジュニア・サマースクール in 遊学舎
- いきいき健康塾
- 2014 NPO まつり
- 2014 遊学舎まつり
- 遊学舎フリーマーケット
- ＮＰＯ・ボランティア情報ライブラリー
- 遊学舎県民ギャラリー企画展

震災復興支援事業

- 福島県ふるさとふくしま帰還支援事業
- 東日本大震災支援ネットワーク（JCN）
  福島県「県外避難者支援事業運営業務」地域調査員活動
- 東日本大震災”語り継ごう in あきた”
- 災害復興支援活動カレンダー
- 震災情報提供（遊学舎館内掲示等）

秋田県受託事業

- NPO 総合支援事業
- 協働の担い手 NPO 育成事業
- 共助組織等立ち上げサポート事業
- 「秋田型地域支援システム」の構築に向けた県民会議開催事業

その他受託事業

- ＳＡＶＥ ＪＡＰＡＮプロジェクト事業

協働事業

- 認定特定非営利活動法人
  あきたスギッチファンド
- あきた中央 NPO 法人連絡会
- 地域力フォーラム in あきた
- 東北ソーシャルビジネス推進協議会
- 秋田市多世代対応エコ・アクション・ポイント制度普及促進コンソーシアム事業

ＮＰＯ・ボランティア基礎講座「つながり、助け合い、無理なく楽しく続けるコツ」

日　時
平成 26 年 6 月 27 日（金）13:30～16:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的
ＮＰＯ・ボランティアの心構えと基本的な知識について研修する。

内容

講　師
子育てカフェ・にこリーフ 代表　小玉　由紀さん

活動するきっかけ（思い）や他団体とつながる上で、お互いのやりたいことの共感や有難いと思える距離感・信頼関係、家庭や生活とのバランスを大事にすることなどが無理のない活動につながると説明。ワークショップでは団体どうしが出会う場が必要で、出会いが継続につながるなどの意見が出た。

ＮＰＯ・市民活動の大相談会「みんな集まれ！ＮＰＯ何でも大相談会」

日　時
平成 26 年 11 月 30 日（日）13:30～16:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的
ＮＰＯ・市民活動をしている方や、ボランティアに興味のある方を対象に、ＮＰＯに関する相談や専門家による相談会を開催し、活動をさらに活発化する。

内 容

協力団体
ＮＰＯ法人まちづくりトライアングル
事務局長　栗谷侑志さん、
魚住　元さん（税理士）

法人立上げ、会計・税務、ＩＴ、ＣＢ・ＣＳＲ、助成金、ボランティア等のコーナーを設け、相談員を配置しそれぞれの相談に対応した。また、ＮＰＯに関する情報提供と参加者同士の交流の場も設置した。税務以外の相談には職員が対応した。

市民活動のための IT 活用講座

日　時
平成 26 年　9 月 3 日（水）・ 9 月 10 日（水）
平成 26 年 12 月 2 日（火）・12 月　7 日（日）
平成 27 年　2 月 4 日（水）・ 2 月　8 日（日）
時間：13:30～16:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的
ＩＴを活用することによって、市民活動を広げるための手法を学ぶ。

◆「テーマ 1」
～ホームページ・ブログを利用して情報発信してみよう～

『9 月 3 日』
ホームページサイト WIX を使って文字の入力や画像の貼り付け等を行った。
『9 月 10 日』
無料でブログ作成できるサイト FC2 を使った文字入力と画像入力等の操作を実践した。

◆「テーマ 2」『12 月 2 日・7 日　同講座』
～Facebook を利用したネットワーク作り～
①Facebook の概要の説明②画面（タイムライン・ニュースフィード）③友達申請・認証④プロフィール編集⑤チャット編集の順に実際に体験。

◆「テーマ 3」『2 月 4 日・8 日　同講座』
～もっとパソコンを知ってみませんか！～
パソコン性能、ファイルの探し方、エクスプローラ等について実際に体験した。随時質問を受けながら対応した。

コミュニティビジネスサロン

日　時
第 1 回 平成 26 年　6 月　3 日(火)18:30～20:00
第 2 回 平成 26 年　8 月　6 日(水)18:30～20:00
第 3 回 平成 26 年 10 月　8 日(水)18:30～20:00
第 4 回 平成 26 年 12 月 10 日(水)18:30～20:00
第 5 回 平成 27 年　2 月 26 日(木)18:30～20:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」、iro ha 茶店

目　的
コミュニティビジネスで地域の活性化を目指す。

内 容

◆第 1 回
コミュニティビジネスを起業した方、これから目指す方などが集まり、起業してからの課題や企業側のノウハウ等について情報交換した。

◆第 2 回
市民活動をしている方、NPO 法人として活動を継続するためにまた今後 CB を考えている方、CB を実践している方が集まり、コミュニティビジネスについて情報交換した。

◆第 3 回
◎事例発表
ＮＰＯ秋田の民話で親子と障がい者とローカル沿線を元気にする会 代表 長坂 博行さん
イタリアン料理教室「ペコリーナ」
代表 吉田 岳青さん
市民活動をしている方、起業者、これから起業を考えている方たちが参加し、活動の継続や販路拡大等について意見交換した。

◆第 4 回
◎事例発表
iro＊ha 茶店　　代表　桐谷 信人さん
ＮＰＯ・企業・個人が集まり、事例発表を聞いた後、事業展開するうえでの課題についてアドバイスなど意見交換した。

◆第 5 回
コミュニティビジネスで起業した「iro＊ha 茶店」を会場に、「料理教室 ペコリーナ」に料理を提供してもらった。実際にお店の雰囲気やインテリア等を見せてもらい、店舗経営等の実状を聞くことができた。

地域リーダー研修会「多世代で、楽しい地域づくり」

日　時
平成 26 年 12 月 21 日（日）13:30～16:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的
秋田県内の地域課題について考える。

内　容
事例発表のあと、町内会等の地域的課題や秋田県の課題を出し合い、解決策を探るワークショップを行った。

講座内容

事例発表

いずみ円卓会議　代表　原田　健司さん
プロジェクト８　代表　小柳　聡　さん

多世代を巻き込んだ行事やイベントを紹介してもらった。

ワークショップ

町内会等の地域的な課題や秋田県の課題を出し合い、解決策を探るワークショップを行った。参加者からは「今後の町内会の在り方や、地域の在り方を考える機会となった」「地域づくりの課題を考え、その解決策を議論できたことが勉強になった」と感想があった。

ジュニア・サマースクール in 遊学舎

日　時
平成 26 年 8 月 24 日（日）　10:00～12:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」
研修室１～５　情報コーナー　ふれあい広場

目　的
子どもたちが夏休み体験講座に参加し、世代を超えた交流をしながらも、ものづくりの楽しさを体験してもらう。

講座内容

遊学舎で活動しているサークル・ＮＰＯ団体、そして企業の CSR 活動から講師を依頼し、5 講座を開催。

1「夏休み思い出新聞づくり」
　指導　秋田魁新報社読者局　ＮＩＥ推進部
2「廃ろうそくで、花や虫のエコキャンドルづくり
　指導　えこ・キャンドルサークル
3「石でペーパーウェイトを作ろう！」
　指導　糸遊び SAORI
4　実感！太陽のめぐみ「手作りソーラークッカー」
　指導　ＮＰＯ法人環境あきた県民フォーラム
5「押し花で食卓を飾ろう！」
　指導　秋田アート押し花クラブ

プロボノ推進事業「スキルと思いを地域に活かす」

日　時

第１回 平成 26 年 11 月 22 日（土）13:30～15:30
第２回 平成 26 年 11 月 29 日（土）13:30～15:30
第３回 平成 26 年 12 月 13 日（土）13:30～16:00

場　所

秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的

自らの職業を通じて培ったスキルや知識を活かして、社会貢献する。ボランティア活動を広める。

講座内容

第１回

ＮＰＯ×官・学「プロボノでＮＰＯのパワーアップを」

◎事例発表

八郎湖環境保全の会
　　代表　柏崎　富貴子さん
出張専門いしおか助産院
　　代表　石岡　真理子さん

プロボノ活動の意義等について説明し、プロボノ活用事例発表のあと、ワークショップを行い「各団体のスキルや専門性を互いの市民活動に活かすことができないか」について探った。課題を共有する団体がつながることができた。

第２回

ＮＰＯ×企業「プロボノでＮＰＯのパワーアップを」

◎事例発表

ＮＰＯ法人秋田バリアフリーネットワーク
代表　佐々木 孝さん
ＮＰＯ法人まちづくりトライアングル
事務局長　栗谷 侑志さん

プロボノ活動の意義等について説明し、プロボノ活用事例発表のあと、ワークショップを行い「各団体のスキルや専門性を互いの市民活動に活かすことができないか」について探った。課題を共有する団体がつながることができた。

第３回

ＮＰＯ×企業「プロボノでＮＰＯのパワーアップを」

◎講演　「共助社会と市民活動」

講師　内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
　　参事官（市民活動促進担当）
　　日下部 英紀さん

国の方策として、
①共助社会づくりとは②共助社会の担い手③ＮＰＯ法人の現状④市民の意識⑤寄付の実態等⑥ボランティアの実態等⑦共助社会づくり懇談会での最近の議論について説明してもらい、プロボノについては、プロボノに参加した方からは社会に役立つことができ、人脈が広がり支援というよりは自分にポジティブなものが返ってくるという実感を持っている人が多い等の紹介があった。後半では各グループ分かれてワークショップを行った。

第１回 いきいき健康塾「自分らしく、いきいき暮らすには」

日　時
平成 26 年 9 月 21 日 10:00～12:00
場　所
手形山町内会館
話題提供・アドバイザー
中通総合病院　高橋　祐子　先生
寺田内科医院　寺田　俊夫　院長
共　催
中町サロン世話人会
ＮＰＯ法人 あきたパートナーシップ

テーマについて

高橋　祐子　先生

虫にじゃまされないで「自分らしく、いきいき暮らす」ために、皮膚炎をおこす虫の知識をお伝えしたいと思う。皮膚炎をおこす虫はけっこう身近にいる。
今年は県南で「マイマイガ」という「ガ」が大発生した。実は成虫には毒がなく、このガの幼虫つまり毛虫に毒が含まれている。この「マイマイガ」の毛虫は糸を吐いて木からぶらんと下がっていたりするので、ブランコ毛虫などと言う人もいる。春から夏にかけて発生し、主に桜・リンゴ・くぬぎ・栗の木にいるので、こういった木の下を歩くときには注意してほしい。草むしりなどをして、うっかり毛虫に触れたり、直接触れなくも飛び散った毛虫の毛が皮膚に付いたりすると、「毛虫皮膚炎」「毒蛾皮膚炎」と呼ばれるかゆみの強い皮膚炎をおこす。「マイマイガ」の場合卵の表面にも毒針がついているので、壁などに産み付けられた卵をこそげ落とすときにも、針を浴びないように注意する必要がある。

他にこうした皮膚炎をおこす毒蛾は、チャドクガやモンシロドクガが知られている。この２種類は成虫（蛾）になってからも毒性を持っているので、蛾にぶつかってかゆくなる場合がある。毛虫の抜け殻も毒を保つので、季節外れの冬などに庭仕事をしていて皮膚炎になることもある。チャドクガはツバキ・サザンカ・お茶の木などに卵を産み付ける。チャドクガの毒針は長さ 0.1 ㎜で、飛び散って皮膚に付くと何かが飛び散ったような皮膚炎をおこす。チャドクガの色はバリエーションが多く、黄色に近いものや茶色、白っぽいものなどさまざまである。大きさは羽を広げても２㎝に満たない小さなものだ。飛んでいる姿を見ても、なかなかチャドクガと判断するのは難しい。チャドクガは地面の浅い土や葉の裏などに繭をつくる。表面に毒針がついているので、落ちた葉を片づける場合は素手でない方がよい。チャドクガを退治するには、卵や小さい毛虫のうちにビニール袋などをかぶせて毛が飛び散らないように気を付けて枝ごと剪定してしまうのが一番良い。

うっかり殺虫剤を吹き付けるとボトボト落ちて、後始末が大変になる。虫が死んでも毒針の毒がなくなるわけではないので、死骸を放置しておくと風で毒針が飛んできて皮膚炎をおこす。

ただ最近は毛虫に吹き付けると固めて駆除する殺虫剤が出ているそうだ。毒のある毛虫には有効だと思う。次にドクガという蛾だが、チャドクガよりは少し大きく、羽を広げると３㎝ぐらいの大きさだ。ドクガも北海道から九州まで分布しているので、この辺りにも確実に生息している。ドクガは庭木だと、サクラ・バラ・カキ・ハマナスなども食い荒らす。

毛虫は４月ごろ発生し、最初の内は密集して生活するが５月から６月ごろに次第に分散していくので、毛虫皮膚炎の患者さんもそのころに多くなる。毛虫も分散するし、人間も山菜取りなどで山に入ったりする。うるしや蜂、蛇などにも注意が必要だ。毛虫に刺されると直後から膨疹と呼ばれる白っぽいむくんだような出物ができる。

だんだん赤くなってきて、2日くらいたつと赤いぶつぶつになっていく。5日ぐらいたつと薄いしみを残して引けていくが、このシミは大抵長く残るので、刺されないに越したことはない。ここまでは刺されるとかゆい毛虫の話をしたが、刺されると痛みを伴う毛虫もいる。秋田ではイラガが生息しており、カキ・サクラ・ナシ・クリ・カエデなど様々な木の葉を食べる。国内では蜂の次に痛い虫と言われている。

イラガは蛾になってしまうと触っても無害だ。繭も毒針はないので、この時期に駆除してしまうのが一番よい。次は蜘蛛について。ここ数年海外から入ってきたセアカゴケグモという毒蜘蛛が大阪や兵庫で定着してしまったようだというニュースがあった。秋田ではどうやら冬を越せないようなので心配はないが秋田にはカバチコマチグモという毒蜘蛛がいる。この蜘蛛はススキの葉の上におり、1㎝ぐらいの緑色の小さな蜘蛛だ。この蜘蛛の巣はススキの葉をくるっと巻いて作っており、葉をほどいた時に噛まれる場合がある。時々夜などに家の中に入ってくることがある。

先日、カーテンの上にゴミがついたと思って払いのけたら指先を噛まれ、手首まで腫れた方がいた。数年前は指先を噛まれただけなのに肩まで腫れてしまった方がいる。それほど強力な毒は持っていないと言われているが、人によっては強く反応する場合がある。では、みなさんよくご存じの蚊について。東京でデング熱を媒介したのは、ヒトスジシマカという種類の蚊で、いわゆる薮蚊の仲間である。これは北海道から九州まで広く分布している。草の茂みや藪に潜んでいて、昼間に血を吸う。昼間、無防備に草むしりをしたり立ち話をしていると刺されてしまう。逆にアカイエカという種類の蚊は、夜に血を吸いに来る。予防対策としては、外に出るときは肌の露出を控えたり虫よけ剤を利用すること。家の中では蚊が入ってこないように、網戸を確実に閉めたり、寝室は寝る前に電気蚊取などで防ぐとよい。

ヒトスジシマカというのは、ちょっとした水たまりがあると発生する。手水鉢や庭に置かれたバケツ、古タイヤ、墓地の花立などをきちんと管理する必要がある。蚊に刺された後の反応だが、かなり個人差がある。蚊に刺されて15分ぐらいすると膨疹と呼ばれれる白っぽいむくんだような発疹がでる。この反応は生まれたばかりの赤ちゃんや老人にはでないとされている。刺されてから48時間後は赤く腫れてしまう人がいるが、起こる人と起こらない人がいる。蚊に刺されて水ぶくれになる人もいるが、これは子どもに多い症状である。蚊に刺された後の反応をまとめてみた。『新生児期』…無反応、乳児期から幼児期…刺されてすぐは何ともないが1日～2日経ってから腫れてくる遅延型反応がある。幼児期～青年期…刺されてすぐに腫れるし、1～2日経ってから赤く腫れる反応が出てくる場合がある。青年期～壮年期は蚊に刺された直後だけかゆくなりすぐ治ってしまうようになる。老年期になると蚊に刺されても痒くならない場合が多くなる。最近蚊に刺されないと思っている方でも、刺されても無反応になっているのかもしれない。ヌカカ（糠蚊）は、ハエと蜂の合いの子のような形状で体調が1.5㎜ぐらいの小さな黒い虫だ。刺されるとかなりしつこい痒みがでる。北海道・本州中部の森林に生息するということなので、この手形山も含まれている可能性がある。刺されると一か所小さく赤く腫れる。イソヌカカ、ニワトリヌカカという種類もある。ヌカカは秋田高校のグラウンドにもいて、サッカー部のマネージャーがたくさん刺されて、「秋高虫に刺された」と言って来たことがある。話によると、蚊より小さな黒い羽虫だったようなので、ヌカカの一種と思われる。

次にブユ、こちらではブヨという虫だが、2㎜から5㎜程度の小さな虫で、刺されると痛みと腫れがでる。

ブユに刺されると刺された場所にいつまでも痒みが残る場合がある。半年もたって痒みが残っていると、単なる虫刺されではなく「慢性痒疹」という病名がついて治るのに時間がかかる。なぜブユに刺されるとそうなるのかは不明である。次はダニ。有名なツツガムシもダニの一種だがここではマダニについて述べたい。シュルツェマダニという種類のマダニは、この近辺にも生息している。動物や人間の吐く炭酸ガスを察知すると乗り移ってきて吸血する。吸血する前の大きさは足をのばしても4㎜ぐらいだが、血をたくさん吸うと倍以上の大きさに膨らむ。このマダニは口のところにくちばしのようなものがあり、その部分を皮膚に差し込んで吸血する。噛まれても人間の自覚症状がほとんどないので、なかなか気づくことができない。数日たって、虫体が膨らんできてやっと分かる場合が多い。マダニは、動物や人間に乗り移ると皮膚の上をしばらく歩き回って、皮膚の柔らかい部分を探して吸着する。吸着しているときに無理に取ろうとすると、くちばしが取れて皮膚の中に残り化膿する場合があるので、病院でとってもらったほうが良い。吸着されて1日以内であれば

切り取らなくともとれることがあるが、大抵はダニが刺さっている部分の皮膚を切除することになる。シュルツェマダニは稀に、ライム病を媒介することがある。マダニに噛まれた後、直径 5 センチを超える赤い丸い斑点が出てきたときはその病気を疑う。ライム病にかかると、刺されたところに斑点ができて輪になって拡がっていく。直径 20 ㎝ぐらいになることもある。その後熱が出たり、関節が痛くなったり、筋肉痛が出てきたりする症状が 1 か月も続き、不整脈がおきるなど心臓に影響が出てきたり、顔面神経麻痺など神経系統に影響が出てくる場合もある。髄膜炎をおこすケースもある。幸いペニシリン系やテトラサイクリン系の抗生物質は効くので、症状が出た場合はすぐ病院に行って「ダニに刺された」と受診してほしい。

次は虫の体液に触れると皮膚炎がおきる虫について。その代表であるアオバアリガタハネカクシは全長 6 ㎜～7 ㎜の小さな虫である。夜になると羽を広げて明りに向かって飛んできたりする。ぶつかって虫の体液が皮膚に付くと線状の皮膚炎がおきる。ヒリヒリ痛くなる。虫のツユが皮膚に付いたら、まず水でよく洗ってほしい。次は蜂について。蜂に刺されないポイントを話したいと思う。

スズメバチは巣から一定の範囲内に近づいた場合や巣を揺らしたりして刺激すると襲ってくる。オオスズメバチは体調 4～5 ㎝ある。オオスズメバチは土の中に巣をつくり、キイロスズメバチは軒下や木の枝に巣をつくる。一般にスズメバチは黒い色に向かってくる性質があるので、外仕事やハイキングの際には白っぽい帽子をかぶることと、服装も白っぽいものが望ましい。香水をつけると寄ってくる可能性があるので、香料を含むものは身につけないほうが良い。アシナガバチは軒下や庭木に巣をつくるので、遭遇しやすい。庭木の手入れをしていて刺されたり、洗濯物についていてまぎれたまま取り込まれて室内で刺される場合もある。蜂の毒にアレルギーが成立していると、翌日さらに腫れて痒くなったりする。

ミツバチはスズメバチやアシナガバチと違って、刺されると針が皮膚に残ってしまう。ミツバチの針は根元に毒が入った袋があるので、針を皮膚に残しておかないで毒の入った袋を刺激しないように針の部分をつまんで抜かなければならない。蜂の毒にアレルギーがあると、全身が痒くなったり、息苦しくなったり、血圧が下がってくる人がいる。これは、アナフィラキシーショック状態と言って、命にかかわる。蜂に刺されると具合が悪くなることが分かっている人や、林業に携わり蜂を避けられない人のために、自分で応急措置をするための注射薬がある。ご希望の方は、近隣で蜂アレルギーの検査を受けて相談してほしい。次はムカデについて。トビズムカデは頭の部分が鳶色なのでトビズムカデという名がついている。自分から人を襲うことはないが、庭仕事の際にうっかり触れたりすると噛まれることがある。噛まれるとかなり痛みが出て赤く腫れる。身近にいる毒虫の被害を避けて、健やかにお過ごしいただきたい。

寺田　俊夫　先生

高橋先生のお話から、アレルギーの話が出たが、痛かったり痒かったりだけではなく、その症状が強く全身に出る症状をアナフィラキシー症候群という。これは、蜂に刺されてそこが赤くなるという事だけではなく、震えがきたり、寒気がしたり、ムカムカしたり、具合が悪いなという場合は、血圧がスーッと下がった状態である。そのままにしておくと、死に至る場合があるので、それを押さえるために一時的に症状を緩和する注射があるということだ。市内でもさまざまな医院で出してくれるが、保険がきかないので 1 万円ぐらいかかる。林業の場合は会社で免疫を調べてアレルギーがある人には持たせている。ただ、これはアレルギーを治す薬ではなく一時的に血圧を上げる薬なので、必ず病院に行ってほしい。1 年半ぐらいしか有効期限がないので、毎年買い替えていかなければならない。

では、テーマについて話したい。まず、みんな「健康で過ごしたい」という言葉を使う。「健康って何ですか？」ということは誰も考えない。この間も人間ドック学会で、「健康だ」という何十万人ものデータを調べてみて、血圧が上で 140 ぐらい、ＬＤＬコレステロール（悪玉コレステロール）が 160 でも問題ないということが発表された。これは間違いだと思う。「どこも悪くない、病院にも罹っていない、だから健康だ」というのは間違いだと私は思う。人間の身体は白か黒かに分けられない。人間はみんなグレーだと思った方が良い。黒に近いグレーか白に近いグレーかということであって、みんなグレーである。私の患者さんで「先生、先日脳ドックを受けてきました。どこも何ともないと言われました」と喜んで

いる人がいた。しかし、一週間後にゴルフ場で脳溢血になって倒れてしまった。ドックというのはその程度のことである。人間の身体は、コレステロール120 が正常だと聞き,128、135 と上がっていくと、血管が詰まるのではないかと心配になる。しかし大した違いはないのだ。

つまり、グレーの状態だということである。今まで何もドックでひっかかったことが無い人の平均を調べたら、血圧の値が 147 だったから 147 でも良いということを言っているだけなのだ。では、何がポイントかというと、人間の身体は精密機械なので、できるだけ負担をかけなければ長持ちをする。血圧はどのぐらいの値まで正常だということではなく、基本的には低ければ低いほど良い。その分だけ心臓に負担をかけないということだ。だから、ドック学会での話はどうでもよい話である。人間の血圧は上がったり下がったりを繰り返している。自分で自分の身体に力を入れた時に血圧を測った医師がいたが、がんばった時の血圧は 230～240 であった。12 人検査をして 5 人は 200～250 まで上がっている。

ということは秋田県民30万人のうち10万人ぐらいが毎朝、トイレでがんばったときに 200～250 まで上がっていることになる。だから、血圧 200 であたるか、230 であたるかと聞かれるが、あたった人はひとりもいない。血圧が 200 や 230 で頭が痛くなったり、めまいや肩こりがする人はひとりもいない。頭が痛かったりめまいがしているときに血圧を測る必要はまったくない。そうではなく、もし測るとすれば血圧が下がったかどうかを調べてほしい。

先ほど、低ければよいと言ったが、それはあくまで具合が悪くなければということだ。なにか、具合が悪くてさらに血圧が下がった場合は危ないので気をつけてほしい。普通は「頭が痛くめまいがして、血圧が200あってたいへんだ、あたるかもしれない」というが、これは誤っている一般常識で、血圧が 200 以あってあたった人はひとりもいない。つまり、人間は生きている限り、しょっちゅう血圧が 230 まであがったり、すーっと下がったりを繰り返して生きているということを理解してほしい。血圧が 160、200、230 とずーっと続けば心臓や血管に負担がかかって動脈硬化が進むということなのだ。動脈硬化が進めば、血圧が 130 でも 150 でもあたる場合がある。血圧と関係なくあたるということである。頭痛やめまいがおきると血圧も上がってくる場合がある。だから、めまいがしたときに血圧が高い人はたくさんいる。逆に、普段血圧が 200 や 250 ぐらいある人に「頭痛は？めまいは？」と聞くと「頭が痛い、めまいがする」と言った人はひとりもいない。では、230 や 250 あってもそのままでよいかというと、そうではない。先ほども言ったように、心臓や血管に負担をかけるから、負担を避けることを考えて生活をしなければならない。

道路の真ん中を歩いていても自動車が避けてくれれば轢かれないですむ。歩道を歩いていれば絶対に轢かれないかというと、絶対とは言い切れないし、わからない。酔っ払いの自動車が来て歩道に突っ込んで来るかもしれない。ではどうするかというと、「自分は車道よりも歩道を歩いたほうが良いと思う。車が突っ込んできても、隣の人にはぶつかるが自分にはぶつからない」と思って生きていく方が楽ではないだろうか。私はそういう生き方をしている。「長生き」というが、長生きをすれば良いのかどうかも難しい問題である。長生きをすればするほど、本人の身体が辛いことは確かである。

認知症というのは神様がくれた贈り物と言われる。周りは少し迷惑だが本人にはいい面もあると思った方が良いと思う。血圧やコレステロールの数値、長生きの話など全部含めて「真ん中がちょうどいい」と思っている。マスコミを通じて「これをやればよい」「これを飲めばよい」というのは、だいたい嘘が多い。もし本当に効くのであればその薬ひとつあればよい。よく効くという薬がたくさんあるということは、どれも効かないということだと思っている。ただ、少しは効果があると思うからあとは自分の経済的副作用を考えながら適当に自分で選択してほしい。

人の言葉に右往左往せず、自分でバランスをとって生きてほしい。「いきいき生きる」ということは、結局は自分の生き方である。これから帰る時に「車に轢かれるだろうか？」と心配しながらこれから 10 年 20 年生きていくのも人生、「酔っ払いの車が突っ込んできても私にはぶつからない」と思って生きていくのも人生である。

あなたはどちらの人生を選ぶか、ということである。そして、いつお迎えが来るかは天に任せてゆったり生きていったらどうだろうか。こうした意識で生きていくことが「いきいきと暮らす」ということではないだろうか。

第２回 いきいき健康塾「いきいきと楽しく暮らすには」

日　時
平成 26 年 12 月 7 日（日）10:00～12:00
場　所
桜新公民館
話題提供・アドバイザー
寺田内科医院　寺田　俊夫　院長
主　催
ＮＰＯ法人あきたパートナーシップ
協　力
桜２丁目・４丁目町内会

テーマについて

寺田　俊夫　先生

人間の身体は今の医学では、病気が重大であればだいたいわかるが、軽ければ軽いほどわからない。医師が「なんともないよ」と言うと、患者さんは「病気がない」と受け取ってしまう。「なんともないよ」という言葉の中には、がんのように悪い病気はないということだが、本人は痛くて苦しいと訴えているのだから、「なんともない」と医者がいうのは適切ではない。頭痛を訴えてくる患者さんは、脳の中で何かがおきているのではないかと不安になっている人もいる。脳は痛みを感じない場所だ。脳を包む膜が引っ張られたりして強い痛みを感じることはある。

頭痛の原因の多くは脳の外側、頭蓋骨の外側に問題がある。肩こりからくる頭痛や神経痛など別の問題である。もし、脳卒中や脳腫瘍の場合には頭痛だけではなく、麻痺がある・力が入らないなどの症状があるので、すぐに病院に行ってほしい。「これからあたるだろうか」ということは全くわからない。前触れはないと思ってほしい。手のしびれに関しては、朝から急にしびれが始まったという場合は脳卒中の可能性があるが、ひと月も前からしびれが出ている時は、脳の病気ではない。一般的には頸椎の整形外科の問題である。しびれてあたることはない。「30 分前からしびれる」といった場合は、「これからあたるかな」ではなく、「30 分前にあたったかな、あたったからしびれが出た」ということだ。脳ドックを受けてなんともないと言われて安心した人が、1 週間後にあたったという話がよくある。

「脳ドック」は、「これからあたるかどうか」ということはわからない。そういう検査ではないということだ。「あなたは以前に細かい血管が詰まっていた跡が見られます」と言われることがあるが、70 代以上の方であればよくあることである。脳の血管は木と同じで、木の根っこであたってしまえば、そのままお迎えが来る。枝分かれした太い枝のところであたれば麻痺が残る。木の枝の末端であたっていても症状は出ない。症状が出ずにあたっている人はたくさんいるということだ。ＣＴを撮ったときに「古い脳梗塞がある」と言われた場合、大病になってしまったような気持ちになってしまうが、全く心配はいらない。私は高血圧と動脈硬化を研究してきており、専門が血圧である。

血圧が 200 や 230 で「その時に」あたった人はひとりもいない。血圧が 200 で頭痛がおきた人はいない。血圧が 230 で肩こりやめまいがした人はひとりもいない。脳研の先生達の研究で、トイレでがんばった時にどれくらい血圧が上がるかを測定している。12 人検査して 5 人ぐらいが 250 ぐらいまで血圧が上昇し、その後すぐに下がってくる。その研究から、血圧は、普通の生活でしょっちゅう上がったり下がったりしているものだということがわかる。

医者の前に座って緊張し、120 ぐらいは簡単に上がるものだということだ。また、コレステロールが高いと具合が悪いかといったら、それも自覚症状はない。コレステロールが高ければ動脈硬化が進む。動脈硬化がかなり進むと、血圧が 110 でもあたることがある。糖尿病や尿酸値が高ければ動脈硬化が進んでいく。あたる時の直接の原因はまだ分からない。血圧が高いと、めまいや頭痛があり、それであたると一般には思われているが、間違った常識である。

高血圧は「今」の問題ではなく、高血圧が「長い間続く」と動脈硬化が進み、そしてあたる、つまり、高血圧もコレステロールや糖尿病や尿酸値と同じグループだということだ。医療機関で「血圧が高い」と言われたら、まず、家庭でしょっちゅう血圧を測ってみてほしい。その結果「いつも高め」の場合、医師は「それは下げておいた方が良い」ということで降圧剤を出している。このように血圧の治療をする。みなさん、深呼吸をしてみてほしい。大概の人は大きく吸ってしまうが、それは間違いで大きく息を吐ききるのが正解である。

呼吸の「呼」は、「吐く」という意味で、「吸」が吸うという意味である。だから、最初にまず息を吐き出すことでたくさんの空気を吸うことができる。人間は苦しくなると空気を吸おうとするが、かえって苦しくなってしまう。呼吸が苦しくなったら吐き出すことである。深呼吸の時にはゆっくり吐くことが大事である。私は自分なりに仏教を理解しようとしているが、その話をしたいと思う。仏教に興味を持ったのは、日本は無宗教と言われているが仏教の教えが基本にあって、人が亡くなることをお釈迦様はどういうふうに考えていたのかという疑問から、自分なりに仏教の本を読んでいった。

仏教に「四苦八苦」という言葉がある。「四苦」とは「生老病死」の四苦と他に四つの人間の思うままにならないことを併せて八苦ということだ。その中の「生苦」については、人が生まれ出る時の産道をとおる苦しみだと聞いたことがあったが、「苦」は苦しみではなく、サンスクリット語で「どうにもならないこと」だということが分かって合点がいった。年をとりたくないと言っても、人間だれしも年をとって死に至るのはどうにもならないことである。病気になりたくないといっても肉体がある限りどうにもならないことである。他に「愛別離苦」といって愛する人と別れること、「怨憎会苦」といって会いたくない人に会わなければならないこと、「求不得苦」といって欲しいものが手に入らない苦しみ、「五蘊盛苦」といって身体も精神もどうにもならないことの四つと「四苦（生老病死）」を併せて「四苦八苦」と表わしている。「四苦八苦」をどうしたらよいかとお釈迦様がいろいろ悩まれ、考えられた。そして悟られた。それを最も簡単に言うと、「なぜ家が火事になったのか」「なぜ自分ががんになったのか」「なぜ自分があたったか」などと考えてしまうが、それは考えても仕方がないこと。ただ「火事で焼けた」「あたった」ということが事実であるということだ。その事実だけを素直に受け入れられれば良いのだということがお釈迦様の悟りであった。と、私は理解している。

このように受け入れることによって「今まで長生きできたのは、とてもありがたいことだ」と思っていると心穏やかに過ごせる。これからの人生をいきいきと過ごせるということだろうと思う。名古屋に同朋大学という佛教大学があり池田勇諦学長とお話しする機会があった。そのとき学長（老師）が教えてくれたことがある。「いのち」は「命」と書くが「寿命」と書いても「いのち」と読むし「寿」一文字でも「いのち」と読むということだ。「命」は量的な命、例えば80歳で亡くなったとか10歳の命といった使い方をする。「寿」は質的な命、例えば10歳で亡くなったとしてもその10年間はその人にとって充分な生き方をしたのであればそれは「寿命」である。10年という命を全うしたということで「寿命」である。80歳の「命」であっても、80年間の質的な「寿」が積み重なっていって80歳と言う「寿命」である。ということを教えていただいた。

一休さんの話の中で、「このはしを渡るべからず」と書いてあるので、橋の真ん中を歩いたというとんち話があるが、仏教の考え方では「はし」は「橋」だけではなく「人生は端を生きている」という解釈がある。「先のことを考えるのはやめよう」「過去のことを考えるのはやめよう」ということだ。「今ある事実」だけ、そしてこの先については「神仏」に任せようという考え方である。ただ、道路の真ん中を胸張って歩いていて、「車にはねられますよ」と言っても車が避けてくれれば轢かれない。「歩道を歩きましょう」と言っても、酔っ払い運転の車が突っ込んで来れば轢かれてしまう。つまり、「血圧が高い」ということは「車道」を歩いていると同じで、あたらないかもしれない。薬を飲んで血圧を下げる治療をしているということは、「歩道」を歩いていると同じだが、これも、あたるかどうかはわからない。しかし、「車道」を胸張って歩くよりは「歩道」を歩いている方があたる率は少ないのではないか。後は「神仏」にお任せしましょうという生き方はどうだろうか。その先は「苦」にしてもしょうがない、なるようになるということを言いたい。だが、注意することは注意してほしい。注意して「歩道」を歩き酔っ払い運転の車が突っ込んで来たら、自分の後ろを歩いている人が轢かれるかもしれないが、自分は轢かれないと思って生きていったら楽なのではないだろうか。つまり、やるべきことはやって、後は「今生きている」ということを踏まえて自分らしく生きることが「いきいきと楽しく暮らす」ポイントになると思っている。

第３回 いきいき健康塾「在宅医療について」

日　時

平成 27 年 3 月 4 日（水）10:00～12:00

場　所

秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

話題提供・アドバイザー

秋田往診クリニック　理事長 市原 利晃先生

主　催

ＮＰＯ法人あきたパートナーシップ

テーマについて

市原　利晃　先生

「在宅医療」というテーマだが、医療だけではなく看護、介護を含めた「ケア」ということが重要になってきているので、「在宅ケア」について話したいと思っている。「入院したほうが患者さんのご家族は楽ですが、患者さん自身はどうなのだろう」といったことも含めて、なぜ今「在宅ケアなのか」について話を進めていきたい。

秋田往診クリニックは大学病院のすぐ近くにある。現在常勤医は外科医がふたりと心臓専門の内科の先生がひとりである。非常勤として脳外科・精神科・緩和ケア・整形外科・眼科と 5 人の医師が加わっている。主治医制ではなく、グループで往診をしている。自分はもともと外科医で、チームで仕事をしていた。チームで診察をすると、各々の先生が違う観点で診察をするので、ひとりの先生であたるよりもいろいろな情報が集まって、いろいろな治療法ができる。

訪問診療に特化した形でのクリニックは、全国的にだいぶ増えてきており、30 ぐらいはあるようだ。その中には主治医制の体制をとっているクリニックもある。ここ 40 年で日本人の平均寿命が 20 歳ぐらい伸びていて、男性が 79 歳で女性が 86 歳となっていたが、今年初めて男性の平均寿命が 80 歳を超えた。人口分布の変遷を見ていくと、首都圏の神奈川県や埼玉県の 20 年後と、高齢化率日本一の現在の秋田県がちょうど重なる。そのため、秋田県がどうこの高齢化社会を乗り越えていくのかを、全国で注目している。みなさんは病気になったとき、病院へは治療のために行くと思う。年をとって施設と自宅とどちらが良いかと言ったら、自宅を選ぶ方が多いと思う。では、治療が終わって病院にもいられなくなったらどうするだろう。とても難しい問題だと思う。例えば、孫が結婚するので迷惑をかけられない。子どもが小さいので、自宅に帰りたい。などその患者さんの事情がさまざまなので、どちらが良いかという選択はとても難しいことで、それぞれの価値観の問題になってくる。

「価値観」というのはその方の人生そのもの、「生き方」と言ってもよい。病院の語源 hospital は、もともと収容所という意味であった。戦争で傷ついた人たちの収容施設であり、医療を提供する施設であり、生活の場ではない。私は病院に外科医として勤めていた。病院での治療が及ばない進行がんの方が病院に来たとき、私は「ちょっと来るのが遅かったね。もう家には帰れないね」などと偉そうに言っていた。

今は、医者が言う言葉ではなかったと反省している。医師としては「どんなに弱くなっても家に帰れますよ」と言うべきだった。これは、医者になってたくさんの経験をしたからこそ気づいたことだ。病院で日々高度な医療に関わっていると、うっかり本当に大事なことを見逃してしまう。医者とは、医学を利用して患者さんを病気から解放することだろう、と考えがちであるが、実際には症状から解放するの

が仕事である。病気は治らなくとも病気と付き合っていく方法を患者さんと一緒に探していく必要がある。日本は非常に早い速度で高齢化率が進んでいる。

秋田県は日本一の高齢化率であり、秋田県が高齢化社会を乗り越えるモデルケースになり得る。自立した生活を継続するため、病院だけで無く、福祉施設もうまく利用する必要がある。また、行政や企業との連携も大事であり、それらをふくめた地域包括ケアという連携が重要になってきている。高齢化を乗り越えるヒントを探すため、世界一の高齢化社会をかつて経験したイギリスを訪ねた。イギリスには日本人で初めてイギリスの家庭医になった医師がいる。その先生を訪ね、イギリスの医療福祉制度を見学した。イギリス人はほぼ全員が家庭医を持っていて、家庭医以外の医師にはかかることができない。

その家庭医の紹介で大きな病院にいくというシステムになっている。大きな病院やホスピスに行く窓口が家庭医であり、「ゆりかごから墓場まで」という言葉のとおり、すべての健康問題をその家庭医に相談している。家庭医のことを gate　keeper という人もいるが、実際には gate　keeper ではなく、医療に対する窓を開ける opener である。イギリスでは「在宅療養」が基本だった。イギリスが発祥のホスピスは死を迎えるというイメージがあるが、実際にイギリスのホスピスで亡くなる人は 1 割ぐらいで、9 割の人は自宅で亡くなっている。また、イギリスにも福祉施設はあるが、日本のように「できないことをやってあげるケア」ではなく、「できないことをできるようにサポートするケア」である。「できるようになる」というのはとても大事なことだと思う。

イギリスの福祉施設でみた「My　Home　Life」という言葉は、社会で役に立つ（ほめられ、期待される）、自分で意思決定をし、日々変化があるといったことが、自分の家で生活をする上で大切なこととしていた。これが、地域包括ケアの原点ではないかと思った。しかし、日本人は「人生における幸福は働くこと」という意識が強く、年をとって働けないなら切り捨てられても仕方がないという意識がある。一方、欧米では「自分が楽しむのが人生」という意識で、福祉サービスを有効利用して自立した老後を過ごすという意識がある。国ごとの歴史、習慣の違いも踏まえて参考にしていきたい。こうした取組で高齢化社会を乗り越えたと思われたイギリスだが、それでも現在いろいろな問題を抱えていた。一つは高齢者の独居の問題である。日本でも、75 歳以上の独居の老人は 4 割、2 週間以上誰とも話していない独居の男性は 2 割ぐらいいる。こういう問題へも、今から対策を考えていかなければならない。みなさんが医療に期待することはなんだろうか。

天寿（with-aging）を全うすることだろうか、それとも長寿（anti-aging）だろうか。我々は必ず死がやってくるので、いつまでも長生きということはできない。しかし、生き生きと自立した生活をするのは、今すぐにでもできることである。毎日の生活を充実させるために利用するのが、医療ではないかと思う。quality of life は生活の質と訳されるが、その質は患者さんだけではなく、患者さんを支えてくれる家族、介護スタッフ、医療スタッフなど周囲の方々も納得でき、幸せだと思えることが必要だと思う。そこには、それぞれの価値観が大事になってくる。在宅ケアが注目されているのは、多様化した価値観に合わせたケアができるためである。個人の価値観を尊重できる地域包括ケアが、今後必要になってくる。在宅医療と病院医療の違いを下記のようにまとめてみた。

【在宅医療】
- 患者のホームグラウンド
- 生活を医療的に支援（専門は介護職）医師は往診に行くがあくまでもゲストで、ホストは患者さん。
- 苦痛を除く
- 天寿（with-aging）
- 介護負担

【病院医療】
- 医療者のホームグラウンド
- 治療の実践の場（専門は医師）
- 病気の原因を除く
- 長寿（anti-aging）
- 共同生活による QOL の低下

在宅療養では介護の負担が増えるので、そこをどう乗り越えていくのかが大きな問題となる。病院では共同生活であり、安全に退院させることが目的のため、生活の quality が下がり、寝たきりになって帰ってこともある。そのため、病院と在宅医療とは役割分担が必要と考えている。急性期病院と慢性期病院と在宅医療を上手に役割分担していくことが重要課題となる。訪問診療は基本的に病院へ通院でき

ない方を対象としている。具体的には次のような方となっている。・悪性腫瘍で病院での治療を終了された方・高齢で足腰が立たなくなり、寝たきりとなった方・認知症が高度で通院できなくなった方・脳血管後遺症による寝たきり状態の方・慢性呼吸器疾患にて人工呼吸器を装着している方・神経難病（ALSなど）にて寝たきり状態の方・胃ろうや尿道カテーテルを使用している方・その他病院や医院への通院が困難な方在宅医療とは、たとえがんの末期でも「残された時間を生きるため」、たとえ短くとも「より良く生きるために自宅に帰る」という認識である。

医療＝治す医療+支える医療（在宅医療）

であるから、支える医療（在宅医療）が充実することで、治す医療もまた充実してくる。それには多職種による地域連携が大切となってくる。訪問診療がでは、・バイタルサインの確認・診察・検査（血液検査、超音波検査、心電図検査、眼底・眼圧検査など）・内服薬の確認・処方箋発行・その他（介護についてや家庭環境について）を行っており、診療内容は病院とほとんど同じである。外科医が病院での患者さんの寿命をまずまず正確に言い当てるものだが、自宅に帰すとその予測があたらなくなる。余命が半年や一年伸びたりする。

これは免疫力などさまざまな理由があるとは思うが、これを東京で訪問看護をしている秋田市出身の秋山正子さんは【「家」学療法（かがくりょうほう）】と言っていた。往診対象となる患者さんは様々だが、結局は患者さん自身が「在宅医療」を希望しているか否かにつきる。では、どうすれば在宅医療を受けられるかということになるが、最近は在宅医療も注目されているので。とにかく病院や地域包括センターなどに連絡してほしい。医療費に関しては健康保険がきく。介護は高齢者の生活を支えるが、医療は健康しか支えられない。

我々のクリニックは必要時はいつでも行きます、という後方支援をすることを目標にしている。「往診クリニック」の特徴は、クリニックの中にいろいろな専門の先生がいることだ。大きな病院では患者さんが内科⇒外科⇒眼科というように動いているが、我々のクリニックでは医師側で役割分担をし、患者さんは待っているだけで総合的な医療を受けることができる。患者さんの「家に帰りたい」というこの一言からすべてが始まる。

しかし、患者さんたちはなかなか「家に帰りたい」と言えないのが現状だ。自分が家に帰ると家族に迷惑がかかるから言えないかもしれない。「本当は家にいたいよね」と聞くと「そうだけど…」と答えが返ってくる。どんなに具合が悪くてもどんなに介護力がなくても、なんとかなることが多い。帰ることができない理由はたくさん見つかるが、我々がすべきことは「どうしたら帰ることができるか」を考えることだ。住み慣れた家で良く生きるために帰る患者さんを医療的に支援するのが在宅医療、在宅ケアである。希望する全ての人が対象と考えている。

これを実現するためには、地域連携（地域包括ケア）の充実と街づくりとしてネットワークを構築することが必要となってくる。秋田市はネットワークができているほうだと思うが、今後はこうした在宅診療が秋田県のどこでも受けられるような街づくりをめざしたい。先日、秋田市医師会で「医療を考えるつどい」を開催した。テーマは、今問題になっている「いつまでも秋田で元気で過ごすためには？」ということであった。

在宅医療、地域連携について問題点を少しずつクリアしていき、ネットワークを構築して、県外の方々が「元気に過ごすために秋田へ行こう」と集まってくるような街づくりを望んでいる。

２０１４ ＮＰＯまつり

期　間
平成 26 年 9 月 7 日（日）～10 月 26 日（日）

場　所
参加団体が各所にて事業・イベントを開催

目　的
NPO・ボランティア活動を市民に広く広報し、地域の活性化、相互交流、連携促進のために開催する。

ＮＰＯまつりイベントカレンダー

形　　態: A5 版（フルカラー印刷）26 頁冊子

作成部数: 5000 部

参加団体: NPO（43 団体）協賛企業（42 社）

配 布 先: 県内公共施設、市町村、企業、参加団体他

約 2 ヶ月の一定の期間を「NPO まつり月間」と位置づけ、43 団体の NPO・ボランティア団体等がさまざまな事業を実施した。各企業から協賛を募り、NPO まつり事業参加団体のイベントカレンダーを作成、活動を広く県民に PR し、NPO・ボランティア活動の促進を図った。

２０１４ 遊学舎まつり

日　時
平成 26 年 9 月 27 日（土）10:00～16:00
平成 26 年 9 月 28 日（日）10:00～15:30

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的
遊学舎に集い活動しているサークルの人たちの一年間の成果の発表の場とし、遊学舎の利用促進を図る。また、自主的にまつりを開催することで、趣味のサークル活動から市民活動へ活動の幅が広がることを目的とする。

参加サークル・団体

展示・体験の部（22 サークル）
能面サークル、水彩サークル「優遊」、あむあむニットクラブ、遊学舎 HANA 倶楽部、木彫りサークル「きつつき」、ゆうがく絵画サークル、えこ・キャンドルサークル、フラワーアレンジメントを楽しむ会、洋裁サークル、幸房木の季クラフトアート、水墨画サークル、絵手紙サークルちえ,JCF 同路人、山の幸染めフラワーサロンピュア、リビングフラワーサークル、和布サークル布遊・ひな、隷書サークル、民芸刺し子サークル、糸遊 SAORI、悠遊囲碁倶楽部、そば打ちサークル「遊楽庵」、狭山流煎茶を楽しむ会、

発表の部（17 サークル）
竹遊会、NPO 秋田 RG 愛好会、日本のうたを歌う会、フラ遊々、さくらの会、連々篠歌会篠笛サークル、遊舞会、アン・ソワール歌音会、秋和流大正琴カンタービレ、和太鼓いぶき、秋田相撲甚句会、合気道天地塾サークル、童謡のつどい、プレ☆ボックス、民謡 祐徳会、プアレイフラサークル、遊学舎民謡サークル

参　　加：計 39 サークル団体

運営協力：遊学舎サポートボランティア

遊学舎フリーマーケット

開催日

【ふれあい広場】時間： 10:00～14:00
平成 26 年 6 月 1 日（日）・7 月 6 日（日）
9 月 28 日（日）・10 月 12 日（日）

【会議棟】　　時間： 10:00～14:00
平成 27 年 1 月 11 日（日）・2 月 1 日（日）

目　的

一般家庭の不用品の再利用を図り、ごみの減量とリサイクル・NPO・ボランティア活動支援。

ＮＰＯ・ボランティア情報ライブラリー

目　的

市民活動のための情報を公開し、個人あるいは団体で市民活動をするための参考にして頂く。

内　容

ＮＰＯ等の市民活動団体の活動情報を 1 冊のファイルに納め、自由に閲覧できるようにしている。
平成 26 年度までに 103 団体が登録している。

遊学舎館内情報掲示

目　的

個人あるいは団体で、市民活動をするうえで参考にしてもらえるよう市民活動の情報等を公開する。

内　容

会員・ボランティア募集情報、講演会、講座、イベント情報、助成金情報、秋田県情報等のチラシ類の掲示。遊学舎サポートボランティアの協力のもと新聞社の許可を得て切り抜いた新聞記事を掲示している。

遊学舎県民ギャラリー企画展

目　的

ボランティア･ＮＰＯ活動や余暇･文化活動等、諸活動の拠点施設である遊学舎の県民ギャラリーを県民の自由時間を活用した活動成果等の発表に利用してもらう。

内　容

1.ＮＰＯ活動等を紹介したポスター・写真等の展示
2.遊学舎、公民館等で実施してきた講座の成果発表
3.その他県民が自由時間を利用してきた活動の発表

平成２６年度　事業報告書

２　遊学舎指定管理・企画事業

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」指定管理業務

指定管理期間

第 1 期 : 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
第 2 期 : 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

目　的

自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする、自主的な社会貢献活動を行う団体に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流、その他の活動を支援する。

秋田県ゆとり生活創造センターについて

- **開 館 日**：平成 14 年 11 月 23 日
- **所 在 地**：秋田県秋田市上北手荒巻字堺切 24-2
- **敷地面積**：16794.07 ㎡
- **建築面積**：4018.06 ㎡
- **延床面積**：3542.07 ㎡

『館内見取図』

管理棟
事務室、研修室 1～3、作業室、
ミーティングコーナー、情報・図書コーナー
団体事務ブース、NPO 活動等相談コーナー 他

交流棟
研修室 4・5、県民交流サロン、食工房、
県民ギャラリー、シャワー室、休憩ラウンジ 他

会議棟
大会議室

工房棟（多目的工房）
木工房・花工房

昭和館
研修室 6（蔵）、応接間、大広間 他

ふれあい広場

指定管理の本業務

1.施設の使用許可業務について

施設利用の予約の受付、施設使用料の徴収など、施設利用に関する業務を行っている。

2. 施設維持管理業務について

遊学舎館内の各種設備の法定点検・保守点検や清掃業務、植栽管理、冬囲い、除雪など総合的な維持管理の業務を行い、施設を管理している。

3. NPO・ボランティア活動支援業務について

NPO・ボランティア活動に関する相談業務、秋田県市民活動情報ネットの管理運営業務、市民活動情報誌「かだれ」の編集・発行業務を行っている。また、相談業務については職員のスキルアップを図り、 全員が対応できるように体制を整えている。

その他

指定管理業務以外には、「NPO・ボランティア支援講座」「地域連携講座」「NPO まつり」「遊学舎まつり」「フリー マーケット」など遊学舎の設置目的に合致した企画事業を行っている。また、NPO 支援機関として「SAVE JAPAN プロジェクト」の受託、「あきた中央 NPO 法人連絡会」「CB ネットワークあきた」の運営、さらには「認定 NPO 法人あきたスギッチファンド」の支援業務にも取組んでいる。

NPO には、自らの責任で地域課題を把握し、地域の実状に即した先駆的で柔軟な解決策を具体化していくことが期待されている。遊学舎において、組織運営や人材育成等、種々の研修 機会を設定し、また団体が充実した活動を実施できるよう支援を行っている。

平成 26 年度遊学舎利用者統計

(1)平成 18 年度～平成 26 年度 施設利用者数

年度／月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
18 年度	7,045	9,697	8,025	7,881	5,173	6,944	14,136	9,604	6,421	5,557	5,507	12,862	98,852
19 年度	8,126	9,396	10,183	7,624	5,339	8,217	11,690	9,015	6,465	4,734	6,824	14,573	102,186
20 年度	7,952	10,544	9,618	14,014	7,023	9,474	12,070	10,260	7,041	6,548	7,487	15,523	117,554
21 年度	8,451	9,973	9,337	8,580	6,001	10,502	12,652	9,547	8,348	7,096	8,851	18,404	117,742
22 年度	8,365	10,030	9,905	8,770	6,979	9,917	12,828	9,362	7,495	6,532	7,213	11,714	109,110
23 年度	6,411	10,598	9,807	7,955	6,696	10,903	12,000	10,300	6,803	6,464	6,843	13,484	108,264
24 年度	7,846	10,320	10,842	9,423	7,176	12,824	8,760	9,359	7,522	5,832	7,592	14,358	111,854
25 年度	7,706	8,942	11,551	8,809	7,662	9,054	11,240	9,674	7,831	6,161	7,149	13,678	109,457
26 年度	9,305	8,840	10,076	8,448	7,472	12,855	10,278	10,716	7,245	6,291	8,005	10,761	110,292

(2)平成 26 年度　施設利用者数（目標 118,000 人）　※図 1 参照

区分／月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
研修室等	4,568	4,713	4,876	4,696	3,658	6,050	4,605	4,578	3,723	3,017	3,612	4,507	52,603
大会議室	1,931	2,174	2,593	1,409	1,039	2,012	2,888	2,741	1,822	1,467	1,998	2,971	25,045
ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ	1,918	1,362	2,132	1,885	2,388	4,330	2,376	3,001	1,388	1,424	2,012	2,607	26,823
作業室・ﾌﾞｰｽ	888	591	475	458	387	463	409	396	312	383	383	676	5,821
計	9,305	8,840	10,076	8,448	7,472	12,855	10,278	10,716	7,245	6,291	8,005	10,761	110,292

平成 26 年度　使用者区分別利用割合　※図 2 参照

区分／月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
個人	1,472	1,036	1,101	1,055	1,232	1,480	1,191	1,220	920	1,031	1,120	1,417	14,275
サークル	3,015	3,009	5,124	3,091	2,536	6,922	3,743	3,650	2,934	2,523	3,206	2,796	42,549
NPO 法人	414	550	1,206	1,177	1,061	1,965	1,282	810	498	526	708	730	10,927
営利	170	50	126	69	118	30	274	67	173	60	262	241	1,640
秋田県	38	0	0	90	0	140	10	130	0	10	0	0	418
その他	4,196	4,195	2,519	2,966	2,525	2,318	3,778	4,839	2,720	2,141	2,709	5,577	40,483
合計	9,305	8,840	10,076	8,448	7,472	12,855	10,278	10,716	7,245	6,291	8,005	10,761	110,292

図 1　平成 26 年度 施設別利用者割合

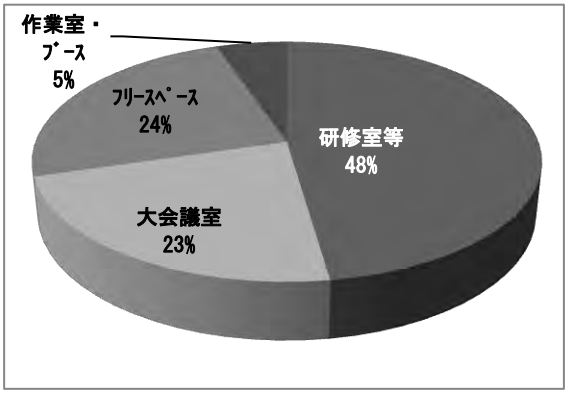

図 2　平成 26 年度 施設別利用者割合

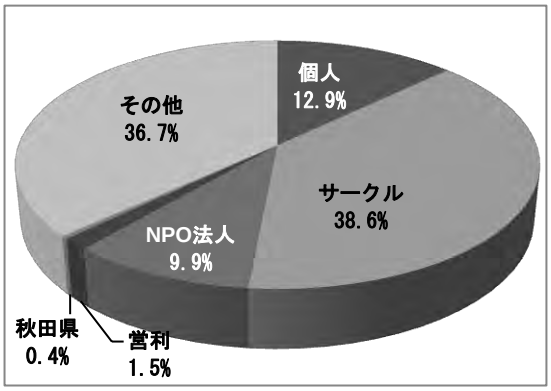

平成 26 年度 遊学舎利用者満足度調査

実施期間

1 回目：平成 26 年 7 月 21 日（月）～8 月 4 日（月）
2 回目：平成 27 年 1 月 18 日（日）～2 月 1 日（日）

目　的

年 2 回（7 月・1 月）来館者、利用者を対象にアンケート調査を行っている。利用者からいただいた意見や要望を館内に公開し、管理運営のための参考にしている。

アンケート用紙回収率

1 回目：配布枚数 600 枚　回収枚数 319 枚
回収率　53.1%

2 回目：配布枚数 600 枚　回収枚数 535 枚
回収率　89.1%

利用者の年代

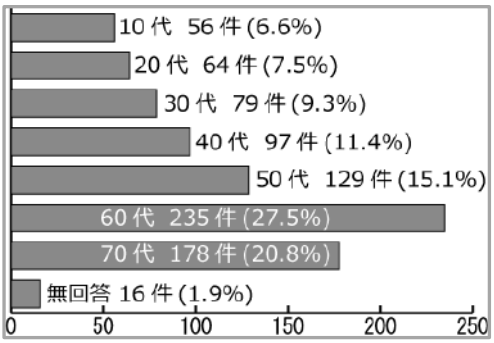

利用者の性別

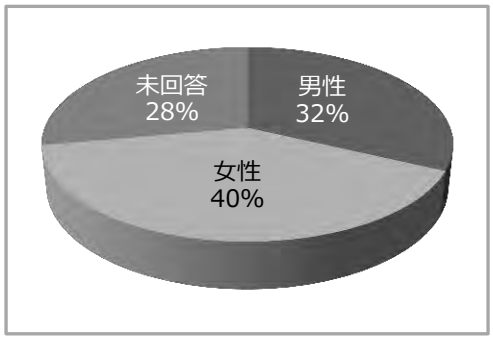

利用者の活動状況

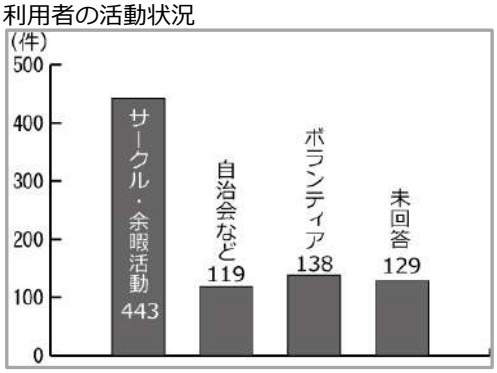

遊学舎の利用頻度

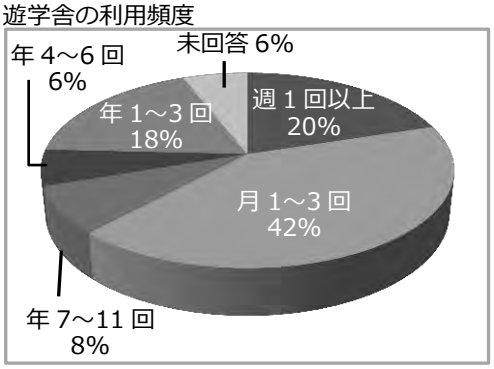

遊学舎で普段利用する施設

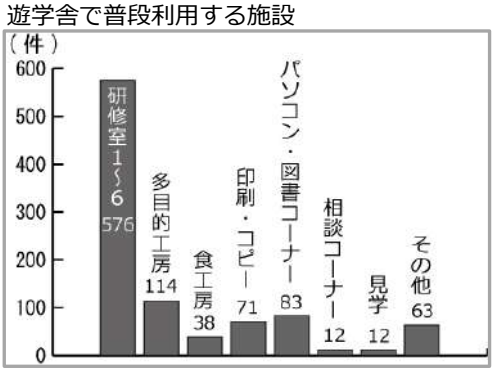

職員の受付・対応について

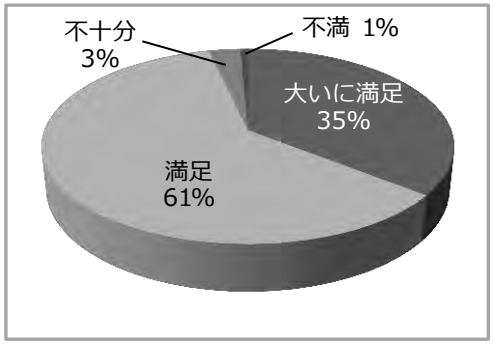

施設全体的な満足度

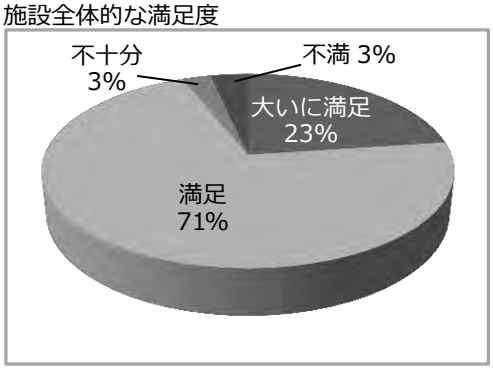

所見

利用者の年代は 50 代以上の方の利用が多く、平成 26 年度 63.4%となりました。
利用者の活動状況としては、サークル・余暇活動の比率が高く、ボランティア活動の利用者も増えており、遊学舎の設立趣旨に沿って利用されていることが伺えます。

今後も秋田県内の NPO や市民活動の拠点施設として利用者の方々の支援を続けていきたいと思っています。

平成２６年度 秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」運営評価委員会

目　的

特定非営利活動法人あきたパートナーシップは、秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者として、センターがさまざまな利用をしている県民の声を生かし、円滑に運営されるよう、管理方法や運営のあり方について評価・提言をしていただくため、「秋田県ゆとり生活創造センター運営評価委員会」を設置しています。

運営評価

１．管理業務の実施状況について		
	①施設の利用状況はどうか。	４.２
	②適切な管理運営を行う体制が整っているか。	４.８
	③適切な施設の維持管理がなされているか。	４.７
	④収支状況、財務状況は安全かつ健全か。	３.８
２．企画運営について		
	①施設の設置目的に沿った運営がなされているか。	４.８
	②事業の実績状況はどうか。	４.９
	③利用者に対するサービス向上の取り組みがなされているか。	４.５
	④利用者の意見を反映した運営がなされているか。	４.４

総合所見

市民活動および NPO の中間支援という役割自体が、秋田県の市民生活の維持向上にとって非常に重要なものである。限られた人員できめ細やかな事業運営をしており、指定管理の姿勢にマンネリ化も見られない。利用者から大きな不満もない点も評価したい。財政上は、問題が無いとは言えないが、運用そのものは安定的に実施している。秋田県内外の NPO との連携協力にも努力している点が見て取れるので、この点も高く評価したい。今後、人口減少による地域社会や行政サービスの縮小が予想されるなかで、居住地域や地域を越えた市民のつながりや共助の機能は、ますます重要になると考えられる。将来を見据え、これまでの大きな実績をさらに発展させるためにも、新たな挑戦を続けて欲しい。

利用者との意見交換会

目　的

様々な活動を行っている利用者の意見を取り入れることにより、利用者の立場にたった効率的かつ効果的な施設の管理運営を利用者へのサービス向上を図ることを目的とする。

開催日

- 団体用事務コーナー利用者意見交換会
  平成 27 年 3 月 27 日（金）
- 遊学舎ボランティア会意見交換会
  平成 26 年 7 月 6 日（日）
- サークル・団体意見交換会
  平成 26 年 10 月 20 日(月)

市民活動支援に関する相談業務

期　間

遊学舎開館随時

方　法

面談、電話、FAX、メール等

目　的

NPO 法人の設立や市民活動に関する様々な相談に応じることで、それぞれの活動をより活発化させ、ひいては地域課題解決を目指す。

平成 26 年度 NPO・ボランティア活動等相談受付状況（全７５１件）

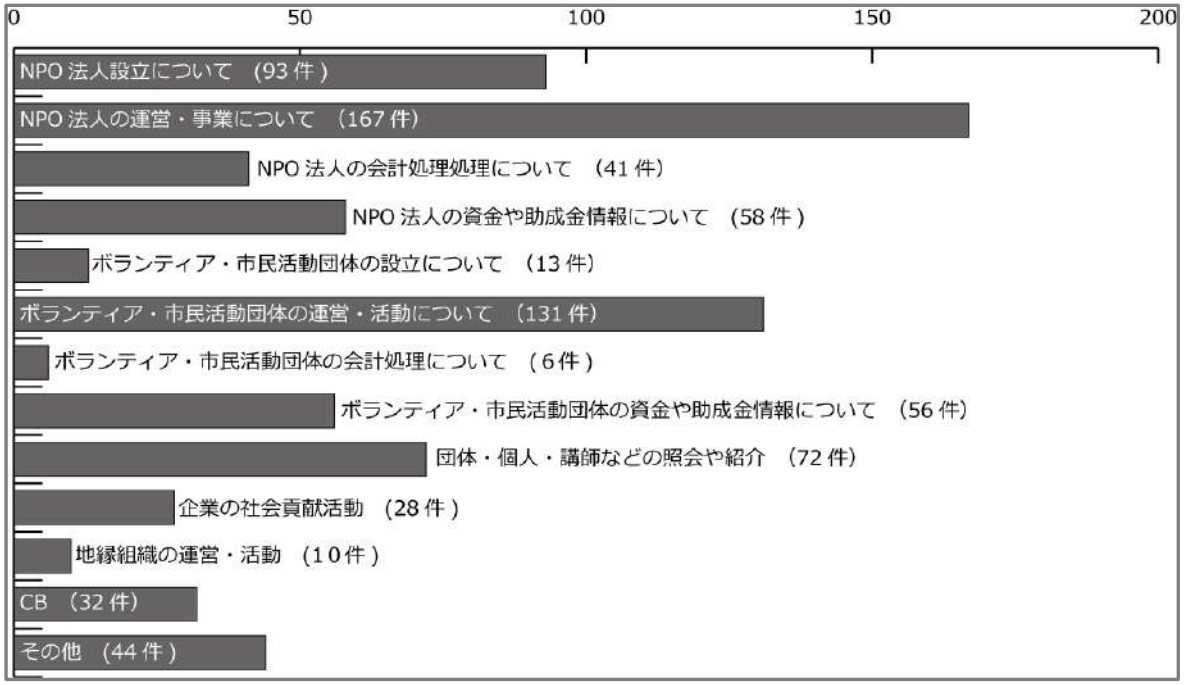

相談の内容について

昨年度同様、主には遊学舎において面談と電話での相談受付を行った。また、職員が他所に出かけたときに相談を持ちかけられることも多かった。相談の全体数は昨年度に比べて 5%の減であったが、「NPO 法人の運営・事業について」は昨年の約 1.4 倍の件数があった。他には、法人格の有無にかかわらず、団体の活動の継続について、また、会計処理や事業報告等の書類の書き方等が多くみられた。

また、財政基盤の確保についての助成金の相談、応募の書類について等の相談も相変わらず多く寄せられた。本年から項目を増やした CB(コミュニティビジネス)関連の相談は 32 件あった。

行政（県、地域振興局、被災者支援室等）からの協働事業についての相談、公益法人（社会福祉協議会や社会福祉法人等）からの福祉に関する相談も毎年徐々に増えてきており、これらは継続して支援が必要となっている。

当法人の職員の中でも、NPO 設立、CB 支援、IT 支援、NPO 会計支援、各 NPO や行政との協働等、それぞれの得意分野を活かして相談対応を行っている。

秋田県ボランティア・NPO 活動ニュース中央地区版「かだれ」編集発行業務

発行回数
5 月から奇数月 計 6 回　A4 版 8 ページ

発行部数
1000 部/回

配布先
ＮＰＯ、ＮＰＯ法人、市民活動団体および全国のＮＰＯ関連機関、取材先、市町村ＮＰＯ担当部署中央地区商工会議所、図書館、社会福祉協議会等

発行の目的

市民活動やその取組、企業の社会貢献活動を紹介することで、ＮＰＯ・企業・行政の協働のきっかけとなり、さらなる地域の活性化につなげる。

発行について

昨年までは秋田県地域活力創造課の発行・ＮＰＯ法人あきたパートナーシップの編集ということで「かだれ」を発行。今年度から、編集・発行ともにＮＰＯ法人あきたパートナーシップとなり、発行部数・発行回数ともに減少している。

	特集	ＮＰＯなう	そのほか
5 月	秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎～秋田中央市民活動サポートセンターを知ろう！～	「つなぎ融資」を考える	CB・CSR・IM の広場 「それぞれの支援の内容」
7 月	企業と NPO 協働の取組～それぞれが得たもの～	NPO 法人と一般社団法人、どっちを選ぶ？	CB・CSR・IM の広場 「CB サロンがスタート」 「平成 26 年度 CB 立上げ支援事業　採択団体が決定しました！」
9 月	東日本大震災から三年半～支援団体はこれからどう寄り添っていくのか～	NPO 法人は儲かる事業をしてはいけないの？～「収益事業」はこう理解しよう～	「第 11 回あきたスギッチファンド助成団体決定！」「中央地区上半期認証 NPO 法人紹介」
11 月	2014　NPO まつり 活動アルバム、NPO 円卓会議から	「共助社会」の担い手として NPO を考える	CB・CSR・IM の広場 第 3 回 CB サロン～起業のヒントを見つけよう～
1 月	CB の地域貢献と今後の課題～CB 起業支援事業採択団体の活動をふりかえる～	プロボノ推進事業「共助社会と市民活動」～内閣府正接統括官付参事官を迎えて	中央サポセン講座リポート 遊学舎地域リーダー研修会「多世代で、楽しい地域づくり」
3 月	認定 NPO 法人あきたスギッチファンド～県民の善意を市民活動につないだ 6 年間のあゆみ	ＮＰＯ法人の義務～秋田県へ、法務局へ、提出書類・手続きは大丈夫？	中央サポセン講座リポート 「NPO 法人のための会計講座・相談」「中央地区下半期認証 NPO 法人紹介」

秋田県市民活動情報ネット管理運営業務

期　間

サイト運営　　：　通年
メールマガジン：　毎週金曜発行

目　的

県民、ボランティア団体、NPO 等、および行政、企業が市民活動やボランティア活動の情報を共有し活用を進めるために、それぞれのイベントの情報、活動情報、募集情報、助成金情報等を収集し、掲載する。このことによって、県民の市民活動や企業の CSR のより活発な活動を支援し、地域の課題解決に繋げる。

主な業務

- 秋田県市民活動情報ネットの団体登録に関する業務と維持管理
- 秋田県市民活動情報ネットへのイベント・助成金の情報の収集と掲載
- メールマガジンの発行（年 51 回）

『秋田県市民活動情報ネット』URL
http://www.akita-kenmin.jp/

市民活動団体の講座やイベント参加者募集や、情報公開を支援した。また全国で行われている中間支援センターによる市民活動団体向けの講座や財団や企業による助成金情報等、さまざまな情報を収集し掲載した。

イベント情報は年間 399 件を、助成金などの募集情報は年間 201 件を掲載した。その他これらの情報を年度末の 3 月には 369 名に対して毎週金曜日に配信を行った。また県内 3 センターの情報誌を PDF 化し、秋田市民活動情報ネットに掲載した。

秋田県市民活動情報ネット 平成 26 年度　情報提供数統計

区分/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新着情報	55	67	50	53	52	49	52	46	62	59	51	46	**642**
トピックス	0	1	2	3	2	1	2	2	2	3	3	3	**24**
イベント情報	27	42	37	32	35	39	31	25	31	38	32	30	**399**
助成・募集情報	26	21	15	14	19	10	14	14	25	15	16	12	**201**
スタッフ・ボランティア募集	0	2	1	0	1	2	3	1	1	3	2	3	**19**
団体の新規登録	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	21	3	**28**
団体の登録変更	2	0	1	2	2	2	3	3	3	2	2	4	**26**
メールマガジン発行件数	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	**51**
メールマガジン登録者数	263	3	2	7	15	8	7	4	6	5	39	10	**369**
情報誌	0	3	2	3	2	3	2	3	2	1	2	3	**26**
IT 相談件数	5	6	5	3	2	3	4	3	3	3	4	4	**45**
新着情報	**382**	**150**	**119**	**121**	**137**	**122**	**123**	**106**	**139**	**133**	**176**	**122**	**1830**

ＮＰＯ・ボランティア支援講座Ⅰ ＣＢセミナー「ＣＢサミット」

日　時
平成 27 年 3 月 7 日（土）12:00～17:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的
ＮＰＯが自立するためにコミュニティビジネスの手法を学び、起業について研修する。

内容

ＣＢ実践者の活動を聞き、いろいろな分野のＣＢを知ることができた。それぞれの団体の課題等を出し合い、その課題の解決策を探るワークショップを行った。ＣＢの必要性を再確認し、交流を深めることができた。今後、互いの団体の強みを出し合い、協働する機運を高めた。

ＮＰＯ・ボランティア支援講座Ⅱ「NPO 法人のための会計講座・相談会」

日　時
平成 27 年 2 月 7 日（土）13:30～16:00

場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的
NPO 法人の信頼性を高めるために NPO 法人会計基準について研修する。

内容

相談コーナーを設け、事業報告書や活動報告書作成のしかた、「特別会計」・「その他の事業」等についての質問に対応した。参加者からは「具体的な事例を挙げての説明で分かりやすかった」等の感想をもらった。説明・相談員は職員が務めた。

平成２６年度　事業報告書

３　復興支援事業

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

東日本大震災 “語り継ごう in あきた”～3.11 から 4 年 忘れはしない！～

開催日

平成 27 年 3 月 11 日（水）

場　所

秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

目　的

東日本大震災を忘れないためのイベント開催。

◆被災地支援の資料展示と動画放映や震災への思いを込めた音楽の演奏、災害対応、カードゲーム「クロスロード」音楽の生演奏、詩の朗読を行った。

☆協力 ： マンドリンアンサンブル 平文 恵さん他、ギター 神原 順一さん、秋田大学復興支援団体 AKITAID こはるひより、ぱんだらけ

福島県ふるさとふくしま帰還支援事業「秋田で健やか支援事業」

日　時

平成 26 年 6 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

目　的

福島県から避難されている方々が、秋田県で安心して生活し、将来に希望をもっていただくために自立を支える事業を実施した。

実施事業

◆**お出掛け支援事業**
担当：ＮＰＯ法人あきたシニアクラブ
買い物、公共機関等の手続き、病院等、1 回 2~3 時間、支援者の自宅から概ね 15～20 ㎞の範囲で行った。送迎回数 48 回

◆**ＩＴスキルアップ講座**
担当：ＮＰＯ法人コージーサークル
ワードとエクセルの講座を開催した。全１０回

◆**ビーズ手芸サークル活動**
福島県から避難している方を講師に、託児を準備してビーズ手芸の講座を開催した。全 8 回

◆**ふるさとの味**
福島県から避難している方を講師に、福島県の地元の料理「こづゆ」「味ぶかし」など、古くから伝わる伝統料理を教えていただいた。

◆**手作りブランチ**
「ふるさとの味」と同様の講師に、「マドレーヌ」「アサリのクラムチャウダー」を教えていただいた。

◆**福島の話を聞いて考えよう**
福島県双葉郡浪江町の宮口勝美課長を迎えて、福島の現状と今後についての話を聞いた。支援団体の参加もあり、交流会ではさまざまな思いを語り合うことができた。

復興支援に関する情報提供

災害復興支援活動カレンダー

遊学舎ホームページ、秋田県市民活動情報ネットに復興支援活動のカレンダーを掲載し、震災復興支援関連のイベントなどの情報提供を行っている。また、主催者からの情報提供を待つだけでなく、積極的に各団体に情報提供を呼びかけ、イベントを掲載している。

震災情報提供（遊学舎館内掲示）

▲遊学舎館内展示スペース

▲新聞切り抜きコーナー

東日本大震災支援ネットワーク（JCN）

内　容

福島県「県外避難者支援事業運営業務」地域調整員活動として避難者の多様なニーズや避難者に役立つ支援情報等を収集し、WEB サイト「避難されている方々へ」の更新のための情報提供を行った。また当事者団体・支援団体等の支援や相談に対応した。

期　間

平成 26 年 6 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

目　的

避難者における避難者のニーズにきめ細かに応じることで、県外に避難している福島県民が、避難先で安心して暮らし、最終的には福島県に帰還に資するための事業。

担当地域

秋田県・青森県・岩手県

４　受　託　事　業

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

NPO 総合支援事業

期　間

平成 26 年 4 月 14 日(月)～平成 27 年 3 月 31 日(火)

目　的

NPO 等市民活動への理解向上と活動の活性化を目的として「NPO 派遣相談員」を配置し、現場でのきめ細かい相談・支援を実施するとともに、インキュベーションマネージャー又は協働推進専門員等を活用した総合的な支援により、NPO 等の自立的な運営を支援するほか、効率的な市民活動支援事業の促進を図る。

内 容

- CB 立上げ（4 件）
  企業と NPO 等の協働実践（20 件）
- CB 立上げ CSR のためのワークショップ（2 回）
  スギッチファンド支援　7 月 18 日（金）
  CB サミットの開催 3 月 7 日（土）
- CB サロン（5 回開催）
  6 月 3 日（火）、8 月 6 日（水）、10 月 8 日（水）、12 月 10 日（水）、平成 27 年 2 月 26 日（木）

共助組織等立ち上げサポート事業

期　間

平成 26 年 4 月 22 日(水)～平成 27 年 3 月 31 日(火)

目　的

高齢者世帯等の雪下ろし・除排雪等の地域課題を解決するため、雪下ろし・除排雪支援活動を実施する共助組織の立ち上げを支援するとともに、活動の定着と拡大、及び団体等同士が広域的に連携する体制の構築を促進する。

内容

- 説明会・ワークショップ等の開催（８回開催）
- 雪に負けない地域づくりファンド助成金申請支援（５件）
- 既存の除雪ボランティアの支援
- 雪下ろし・除排雪を行うコミュニティビジネスの起業支援
- 研修会・先進地視察の実施（横手市）

- 成果
  共助組織設立実績　３件
  - ●稗田南サポートシステム
  - ●牛島西四丁目共助の会
  - ●種沢共助プロジェクト

協働の担い手 NPO 育成事業

期　間

平成 26 年 4 月 14 日(火)～平成 27 年 3 月 31 日(火)

目　的

協働の担い手であるNPO等の経営基盤の強化を図るため、事例を交えた講座やセミナー等を開催することで協働の担い手として信頼されるNPO の育成を目指す。また各地域の NPO 等の自主事業や協働実践例を調査し情報提供することで、協働の推進につなげる。

内容

◆「信頼される NPO のための基礎講座」
日時：7 月 10 日（木）13:30 ～ 16:00
☆「NPO とは何か」
☆「信頼される NPO の条件」
☆「活動報告・意見交換等」

◆「財政基盤の強化！！継続的な運営力 UP 講座」
日時：10 月 7 日（火）13:30 ～ 16:00
☆「ファンドレイジング（資金調達）とは」
☆活動事例紹介
NPO 法人あきた結いネット
理事長　坂下 美渉さん
AKISPO U-9　SUPER KIDS PROJECT
AKITA　代表　加藤 光平さん

◆「NPO の融資利用促進のためのセミナー」
日時：12 月 3 日（水）13:30 ～ 15:30
☆NPO の資金調達について ☆NPO への融資とは
講師：日本政策金融公庫 秋田支店 小野 晋さん

◆「協働力パワーアップセミナー in 秋田」
日時：3 月 24 日（火）13:00 ～ 16:00
☆調査報告
第 5 回協働環境調査結果の傾向と活用事例」
「秋田県自治体の調査結果とその課題」
☆「改善・進化するために行うべき必須の取組」
解説：IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所]
代表　川北 秀人さん

◆ 協働の見える化事業
『協働の見える化』を目的に、県中央地区の団体における自主事業・活動、および協働事例について顕著な活動を行っている NPO など、15 団体について取りまとめ冊子にする。また冊子を秋田県市民活動情報ネットに掲載し、多くの方に協働事例について情報提供することで、活動のヒントにしてもらい協働の裾野を広げる。

「秋田型地域支援システム」の構築に向けた県民会議開催事業

日　時

平成 27 年 1 月 14 日（水）13：00～15：45

会　場

ホテルメトロポリタン秋田

目　的

高齢者等の社会的弱者が地域で安心して暮らしていくための地域支え合い体制である「秋田型地域支援システム」の構築に向けたプランの合意形成を目的として、これからの地域サービスを担う様々な分野の関係者や一般県民に呼びかけ、県の取組を説明すると同時に、広く意見を交換する機会を設ける。

内　容

◆地域支えあいをみんなで考える
シンポジウムの開催

☆基調講演：「新たな価値観の創出を目指して
…地域でみんなが幸せに生きるために」
秋田県立大学教授　蒔田明史さん

☆活動事例発表：
社会福祉法人藤里社会福祉協議会　村岡順一さん
オルウィーブ合同会社　代表　　竹下香織さん
「共助組織」代表者ネットワーク会議
会長　　佐藤克男さん

意見交換会：（グループワーク）
4 つのテーマ別（除排雪・交通・買い物・見守り）で 15 グループを作り、全員から意見を出してもらい、まとめの発表をした。

SAVE JAPAN プロジェクト事業

期　間

平成 26 年 4 月 1 日(火)～平成 27 年 3 月 31 日（火）

目　的

日本 NPO センターと連携し、47 都道府県で、希少生物種生息等の自然を守る市民参加型の環境保全活動を行うプロジェクトへの参加。

共　催

認定 NPO 法人日本 NPO センター

実施団体

NPO 法人あきた地域資源ネットワーク

内　容

◆なまはげの海の海そうたち（Part1、Part2）
☆ 日付　7 月 27 日（日）、9 月 15 日（月）
☆ 場所　男鹿市北浦、加茂青砂

男鹿の海の環境の変化についての勉強、海藻しおりづくり、ところてん作り体験、貝の化石探しなどをおこなった。

平成２６年度　事業報告書

５　協　働　事　業

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

２０１４ ＮＰＯまつりオープニングフェスタ

日　時
平成 26 年 9 月 7 日（日） 10:00～15:30
場　所
秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」全館
目　的
県内の NPO・ボランティア団体が集まり、相互交流、連携促進を図る。また、協働へのきっかけ作りを図るため、NPO・ボランティア、地域活動、CSR など多様な活動を PR する。

◆参加団体
ＮＰＯ29 団体/企業 9 社/音楽ボランティア 2 名

◆内容
NPO まつり参加団体、協賛企業が集まり、NPO 活動紹介や体験イベント等を行い、企業の CSR 紹介コーナーも設け、一般の方も参加しやすい工夫をした。親子連れなど幅広い年齢層の方が参加した。また福祉・まちづくり・環境に分かれて「NPO 円卓会議」行い、これからの活動などについて意見交換し、発表した。
NPO 円卓会議　テーマ「NPO のチカラが地域を変える」

地域力フォーラム in あきた　ー秋田の未来は大丈夫ー

日　時
平成 26 年 8 月 9 日（土）
開始 13:00～ 交流会 18:30～
場　所
カレッジプラザ（秋田市中通２丁目１－５１）
目　的
地域で生きることに誇りを持って活動している若者にスポットをあて、共に語り合うことで秋田の魅力や秋田で暮らすことの楽しさを再発見し、年齢や立場を超えて明るい未来を切り開く。
主　催
「地域力フォーラム in あきた」実行委員会

内容

島根県海士町の山内道雄町長の基調講演ののち、主に秋田県内で活躍する若者７名がメインプレゼンテーターとなって会場の方々にそれぞれの取り組みや思いを語り、意見交換を行った。参加者約１５０名に「秋田の未来は明るい」と感動を与えた。フォーラム終了後交流会を行った。

◆基調講演
「日本海の離島に若者が増えている理由（わけ）」
◎講師 島根県隠岐郡海士町町長 山内 道雄さん

◆プレゼンテーション
「明日の秋田はこう切りひらく」
◎コーディネーター
SiNG　武内 伸文さん
◎プレゼンテーター
佐藤 喬さん、吉田 理紗さん、浅野 慎太郎さん、板谷 大樹さん、石岡 真理子さん、鈴木 和浩さん、高橋 基さん

地域力フォーラム in あきた実行委員会

◎事務局
NPO 法人 あきたパートナーシップ
◎協賛団体
NPO 等 18 団体

認定ＮＰＯ法人あきたスギッチファンド支援事業

期　間

通年（平成 21 年 1 月 27 日～）

目　的

あきたスギッチファンドは、県民、企業、行政等から広く資金を集め、県内の地域課題解決のために活動する NPO 等の団体に助成し、団体の基盤の確立、活性化を図ることを目的に平成 21 年に設立された。当法人は事務局としてあきたスギッチファンドの事業をサポートしている。平成 24 年 6 月 16 日付けで、認定 NPO 法人となった。

あきたスギッチファンドのしくみ

本ファンド

寄付者によって提供された資金のうち、その使途を指定されていないものについては「本ファンド」として助成します。

冠ファンド

寄付者の申し出により、寄付者の名称等を冠した「冠ファンド」を設立し助成します。その運用に当たっては寄付者の意思が反映されるよう協議します。

分野指定ファンド

寄付者から特定分野を指定して寄付された資金については、「分野指定ファンド」として各分野に助成します。

会員・寄付金の状況（平成 27 年 3 月 31 日）

◆会員数について

団体会員	個人会員	特別会員
９７	５２	１３

◆平成 25 年度の寄付金状況

本ファンド	3,589,662 円
冠ファンド	1,015,000 円
分野指定ファンド	469,450 円
合　　計	5,074,112 円

平成 26 年度寄付金募集事業

◆寄付金募集の活動・イベント

☆花輪ばやしツアー
☆チャリティフットサル大会
☆チャリティーゴルフコンペ in 椿台
☆イオン催事事業
☆チャリティグラウンドゴルフ大会
☆アルヴェ朝市

◆社会貢献型自動販売機設置

飲料メーカーの協力で、売上の一部をあきたスギッチファンドに寄付する自動販売機を県内各所に設置。台数が増え、あきたスギッチファンドの寄付金を支える大きな柱となっている。
（設置台数 58 台 H27.3.31 現在）

◆寄付金募集のための活動

県内の団体や企業、県・市町村などの行政機関を訪問し、寄付金・会員募集を働きかけた。

助成事業

第 11 回あきたスギッチファンド助成事業

事業期間：7 月 14 日～平成 27 年 2 月 10 日
公開審査会：7 月 13 日
助成総額：本ファンド 160 万　冠ファンド　90 万
　　東日本大震災避難者支援応援ファンド 60 万

本ファンド

助成額	採択団体数
上限 10 万コース	4 団体
上限 30 万コース	4 団体

冠ファンド「三国子ども震災支援ファンド」

助成額	採択団体数
上限 30 万コース	2 団体

冠ファンド「ダイドーいのちを守る活動支援ファンド」

助成額	採択団体数
上限 30 万コース	1 団体

東日本大震災避難者支援応援ファンド

助成額	採択団体数
上限 30 万コース	2 団体

第 12 回あきたスギッチファンド助成事業

事業期間：12 月 15 日～平成 27 年 8 月 31 日
公開審査会：12 月 14 日
助成総額：本ファンド 110 万　冠ファンド 60 万
　　東日本大震災避難者支援応援ファンド 20 万

本ファンド

助成額	採択団体数
上限 10 万コース	2 団体
上限 30 万コース	3 団体

冠ファンド「活力ある高齢社会づくりファンド」

助成額	採択団体数
上限 30 万コース	2 団体

東日本大震災避難者支援応援ファンド

助成額	採択団体数
上限 20 万コース	1 団体

助成事業報告会

開催日：7 月 26 日
会場：秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

第 8 回・第 9 回の助成を受けた団体による事業報告会が行われ、各団体の事業内容をパネル展示し、それぞれの団体が助成金をどのように使って事業を実施したのかを発表した。
第 2 部では NPO 法人ふじさと元気塾 理事長 藤原 弘章さん、あきたファミリーハウス 代表 滝波 洋子さんの事例発表があり、その後「NPO 交流会」が実施された。

委託事業

コミュニティビジネス立ち上げ支援事業

公開審査会：6 月 8 日
事業報告会：平成 27 年 3 月 7 日

助成額	採択団体数
80 万	3 団体
30 万	1 団体

雪に負けない地域づくりファンド事業

募集期間　　第 1 回：10 月 10 日～10 月 31 日
　　第 2 回：12 月　1 日～12 月 22 日

公開審査会
- 県北地区 ①11 月 14 日 ②平成 27 年 1 月 17 日
- 中央地区 ①11 月 12 日 ②平成 27 年 1 月 15 日
- 県南地区 ①11 月 11 日 ②平成 27 年 1 月 13 日

回	助成額	採択数
第 1 回	上限 10 万円	5
第 2 回	上限 10 万円	7

相談・コンサルティング事業

助成金の申請団体、助成採択団体に対し、事業の運営、助成金の使い方、報告の仕方等活動全般についての相談・指導を行った。

広報・啓発事業

ホームページの管理

新着情報や助成事業のお知らせ、事業報告、団体情報等を随時更新、情報公開に努めている。
http://www2.akita-kenmin.jp/~akita-npo-fund/

ニュースレターの発行

会員と一般市民に向けてニュースレターを発行している。
（スギッチファンド通信　年 4 回発行部数：300 部）

秋田市多世代対応エコ・アクション・ポイント制度普及促進コンソーシアム事業

期　間

通 年

内　容

内閣府のアンケート調査によると、20～30 代の若い世代では、環境配慮行動（エコ・アクション）の取り組み割合が低く、また何をしたらよいかわからないという結果が浮き彫りになった。そこで、若い世代に浸透しているスマートフォンを活用したエコアクションポイント付与制度を実施することで、若い世代の環境配慮行動を促進している。

あきエコどんどんプロジェクト

「構成団体」
秋田市環境部環境総務課（地球温暖化対策担当）
ＮＰＯ法人あきたパートナーシップ
IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]
地球力・ミッショナリー@Akita
一般社団法人 あきた地球環境会議（秋田市地球温暖化防止活動推進センター）

☆あきエコどんどんプロジェクトとは？
環境配慮行動（エコ・アクション）を行った市民にスマートフォンを使って報告してもらい、ポイントを付与する。貯めたポイントにより、エコグッズ（電動アシスト付き自転車等）が当たる抽選会に参加できる仕組み。

その中で『広報、アンケート集計・結果の周知』について主に行った。

あきた中央 NPO 法人連絡会

日　時

平成 26 年 12 月 13 日（土）13:30～16:30

目　的

秋田中央地区において法人格をもつNPOの情報報交換と問題等を話し合う。

内　容

研修会として「プロボノ推進事業 スキルと思いを地域に活かす」に参加し「共助社会と市民活動」をテーマに国の方策等について学び、これからのNPO が果たす役割を考えた。

東北ソーシャルビジネス推進協議会

期　間

通　年

目　的

社会の課題を事業によって解決したい方々に対し、情報提供やハンズオン支援を行う。

内　容

東北の活性化を目的とした関係団体のネットワークづくりに参画した。

新地域支援のあり方を考えるフォーラム in 秋田

日　時

平成 26 年 9 月 29 日（月）13：30～16：45

目　的

介護保険の一部改正により、要支援者の訪問介護、通所介護が自治体の総合事業へ移管されることになったことから、市町村が移管に対応する体制をどのように創っていけばよいかを学習し、協議する機会とし、さらに新しい仕組みや助け合いを広げるためにどうするべきかを考える。
新地域支援のあり方を考えるフォーラム in 秋田実行委員会の委員として参画した。

７　定　款・役　員

特定非営利活動法人
あきたパートナーシップ

ＮＰＯ法人あきたパートナーシップ定款

第１章 総則

（ 名称 ）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人あきたパートナーシップという。

（ 事務所 ）
第２条　この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市上北手荒巻字堺切 24 番地の２秋田県ゆとり生活創造センター（遊学舎）内に置く。

第２章 目的及び事業

（ 目的 ）
第３条　この法人は、秋田県内における民間非営利組織（NPO）の運営・活動を支援することによって、これらの団体の活動の基盤整備、活性化を図るとともに、NPO と市民、行政、企業との協働を促進し、もって市民参画社会の構築に寄与することを目的とする。

（活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健・医療・福祉の増進
(2)　社会教育の推進
(3)　まちづくりの推進
(4)　観光の振興
(5)　農山漁村・中山間地域の振興
(6)　学術・文化・芸術・スポーツの振興
(7)　環境の保全
(8)　災害救援
(9)　地域安全
(10) 人権の擁護、平和の推進
(11) 国際協力
(12) 男女共同参画社会の形成の促進
(13) 子どもの健全育成
(14) 情報化社会の発展
(15) 科学技術の振興
(16) 経済活動の活性化
(17) 職業能力の開発、雇用機会の拡充
(18) 消費者の保護
(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

（ 事業 ）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) さまざまな地域課題に関する啓発・連携・提案事業
(2) 民間非営利組織の運営・活動に関する相談及びコーディネート事業
(3) 民間非営利組織相互間及び公共部門又は営利部門との協働を推進する事業
(4) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 会員

（ 種別 ）
第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。但し、総会での議決権は有しないものとする。

（ 入会 ）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

（ 会費 ）
第８条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して２年以上会費を滞納したとき。

（ 退会 ）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第４章 役員

（種別及び定数）
第 11 条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　20 人以内
(2) 監事　２人
2　理事のうち、１人を理事長、３人以内を副理事長とする。

（選任等）
第 12 条　理事及び監事は総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（ 職務 ）
第 13 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（ 任期等 ）
第 14 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

（ 欠員補充 ）
第 15 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

（ 報酬等 ）
第 16 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。理事長は、理事会の議決を経て、必要な事項を別に定める。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（ アドバイザー ）
第 17 条　理事長は、理事会の議決を経て、この法人にアドバイザーを置くことができる。

（ 職員 ）
第 18 条　この法人に事務局長、その他の職員を置くことができる。
2　職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)
第 19 条　この法人の総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)
第 20 条　総会は正会員をもって構成する。
(権能)
第 21 条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任
(7) 会費の額
(8) その他運営に関する重要事項

（ 開催 ）
第 22 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（ 招集 ）
第 23 条　総会は前条第 2 項 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（ 議長 ）
第 24 条　総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

（ 定足数 ）
第 25 条　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（ 議決 ）
第 26 条　総会における議決事項は、第 23 条 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（ 表決権等 ）
第 27 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号、第 40 条、第 41 条第 2 項及び第 43 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（ 議事録 ）
第 28 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において、選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

（構成）
第 29 条　理事会は理事をもって構成する。
2　理事長は必要と認めたとき、アドバイザーに理事会への出席を求め意見を聞くことができる。

（権能）
第 30 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 31 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）
第 32 条　理事会は、理事長が招集する。

（議長）
第 33 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第 34 条　理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第 1 項の適用については理事会に出席したものとみなす。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）
第 35 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（会計の原則）
第 36 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（暫定予算）
第 37 条　理事長は、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

（予算の追加及び更正）
第 38 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業年度）
第 39 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 40 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の喪失に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)定款の変更に関する事項

（解散）
第 41 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能
(3) 正会員の欠乏
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由よりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3　第 1 項 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 42 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は目的を同じくする特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）
第 43 条　この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（ 公告の方法）
第 44 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

附　則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	丸野内	胡　桃
副理事長	佐渡友	哲
同	三　浦	正　樹
同	見　上	裕　子
理事	澤　井	セイ子
同	花　岡	農　夫
同	砂　原	和　文
同	加　藤	寛
同	二　関	陽　子
同	森　田	良　子
同	高　橋	知
同	上　村	レイ子
監事	千　田	邦　宏
同	小　林	科　樹

3　この法人の設立当初の役員任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 5 月 31 日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 19 条、第 21 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
6　この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 5,000 円、ただし学生は 1,000 円

附則 1
この定款は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。
附則 1
この定款は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附則 1
この定款は、平成 19 年 5 月 20 日から施行する。
附則 1
この定款は、平成 23 年 10 月 26 日から施行する。
附則 1
この定款は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

平成 26 年度 あきたパートナーシップ役員

平成 25 年 5 月 26 日改選

理事長	菅　原	展　子
副理事長	見　上	裕　子
同	畠　山	順　子
理事	高　橋	知
同	根　田	昌　治
同	加　藤	寛
同	寺　田	俊　夫
同	原	義　彦
同	高　杉	静　子
同	武　藤	馨
監事	千　田	邦　宏
同	小　林	科　樹

平成 26 年度 事業報告書
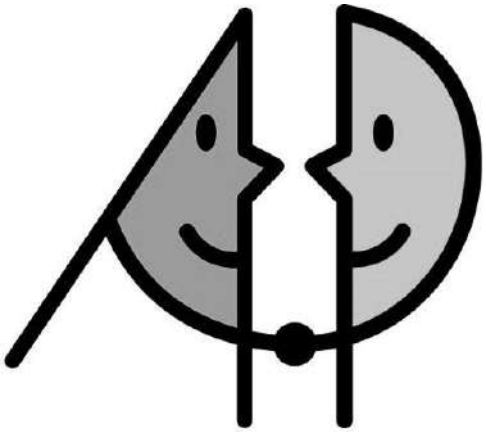
発行日：平成 27 年 3 月 31 日
発行者：特定非営利活動法人あきたパートナーシップ
理事長　　菅原　展子
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切 24-2
TEL.018-829-5801 FAX.018-829-5803
E-mail：info2340@akita-partnership.jp
URL.http://www2.akita-kenmin.jp/~partnership/